

平成27年3月定例会会議録

平成27年豊郷町議会3月定例会は、平成27年2月25日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	前 田 広 幸
2 番	西 山 勝
3 番	西 澤 博 一
4 番	鈴 木 勉 市
5 番	西 澤 清 正
6 番	西 村 雄 三
7 番	佐々木 康 雄
9 番	河 合 勇
10 番	今 村 恵美子
11 番	北 川 和 利
12 番	堀 常 一

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課 長	村 田 忠 彦
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	上 田 文 夫
会 計 管 理 者	吉 村 久美子
人 権 政 策 課 長	鈴 木 雅 信
地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎
地域整備課長(上下水道担当)	小 川 光 治

産 業 振 興 課 長	土 田 祐 司
教 育 次 長	角 田 清 武
社 会 教 育 課 長	野 村 栄

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	加 藤 善 一
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|---------|---|
| 議第 1 号 | 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 議第 2 号 | 豊郷町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 3 号 | 豊郷町行政手続条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 4 号 | 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 5 号 | 豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 6 号 | 豊郷町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 7 号 | 豊郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 8 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案 |
| 議第 9 号 | 豊郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例案 |
| 議第 10 号 | 豊郷町保育所設置条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 11 号 | 豊郷町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 12 号 | 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 13 号 | 豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案 |
| 議第 14 号 | 豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案 |
| 議第 15 号 | 豊郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議第 16 号 | 豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |

議第 1 7 号	豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議第 1 8 号	豊郷町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案
議第 1 9 号	豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議第 2 0 号	平成 2 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 5 号）
議第 2 1 号	平成 2 6 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 2 2 号	平成 2 6 年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 2 3 号	平成 2 6 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 2 4 号	平成 2 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 2 5 号	平成 2 7 年度豊郷町一般会計予算
議第 2 6 号	平成 2 7 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算
議第 2 7 号	平成 2 7 年度豊郷町簡易水道事業特別会計予算
議第 2 8 号	平成 2 7 年度豊郷町下水道事業特別会計予算
議第 2 9 号	平成 2 7 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算
議第 3 0 号	平成 2 7 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
発委第 1 号	豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案
一般質問	

佐々木議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、平成27年第1回豊郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を順守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し騒ぎ、その他、議事の妨害となる言動をお慎みくださいますとともに、採決の際はみだりに離席をしないようよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、西澤清正君、6番、西村雄三君を指名します。

日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの21日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

佐々木議長

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月17日までの21日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、平成26年12月から平成27年1月分の現金出納検査結果並びに定期監査報告が議会に提出されておりますからご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4、諸般の報告として、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項並びに一部事務組合議会の結果報告が提出されていますので、お手元に配付しているとおりでございます。ご了承ください。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5、諸般の報告として委員会研修報告を行います。議会広報常任委員会、予算決算、総務産業建設、文教民生、議会運営委員会、研修の報告を順次

願います。

西澤議会広報常任委員会委員長、報告を願います。

西澤博一 議会広報

常任委員長 議長、3番。

佐々木議長 議会広報常任委員長。

西澤博一 議会広報

常任委員長 おはようございます。議会広報常任委員会から報告をさせていただきます。

12月17日に第1回目、議会広報常任委員会を開催し、第60号の構成などについて検討を行いました。平成27年1月8日に第2回の委員会を開催し、表紙の写真、紙面のレイアウトなどを行い、第1回目の校正にいたしました。1月15日、徳島県、勝浦町議会広報委員会が来庁され、広報紙についての取り組み方やどのようなことに注意を払っているかなどについて研修されました。1月20日に第3回の委員会を開催し、記事と写真との整合性、紙面のでき、誤字脱字のチェックなどについて校正を行い、第2回目の校正を出しました。2月5日に第4回の委員会を開催し、最後のチェックを行い、最終稿を入稿し、2月13日に各戸宛配付したところでございます。

以上、議会広報常任委員会報告を終わります。

佐々木議長 ご苦労さまでございました。続きまして、予算決算常任委員会委員長、報告を願います。

西山予算決算

常任委員長 議長。

佐々木議長 予算決算常任委員会委員長。

西山予算決算

常任委員長 予算決算常任委員会報告をさせていただきます。

平成27年2月6日、金曜日、予算決算常任委員会において豊郷町民体育館屋根改修工事の視察研修を実施し、工事概要を社会教育課、野村課長より説明を受けました。概要説明内容。請負業者、たち建設株式会社、発注金額6,847万2,000円、工期、平成26年6月から平成26年12月25日、工事概要、1、外部改修工事、屋根改修工事、屋根全面ふきかえ工事、外装改修工事、下地処理、ひび割れ補修、塗装改修工事、下地処理、フッ素樹脂吹き付け、防水改修工事、一部陸屋根部分シート防水。2、内部改修工事、アリーナ改修工事、床張り部分的、暗幕カーテン取りかえ、バスケットゴール2体取りかえ、上下前スライド式、管理事務所、湯沸かし室改修工事、床壁張りかえ、その他ホール改修、更衣室回り改修、電気設備、機械設備改修工事。

以上の概要を説明いただき、また、工事期間中に屋根材等の入荷が遅れ、ご苦労なされたということでした。今後は、超高齢化社会の中で年齢を問わず、人と人が触れ合いを深め、より一層の交流の場所となり、拠点として地域の皆様が活用されることと思います。

視察結果。イ、グラウンドゴルフ場の整備について、暗渠排水の設置を長さ80メートルされましたが、ただ単に施工すればよしでなく、予算計上の上、正確な計画のもとに施工すべきと考慮する。

ロ、法面工事が施工中でありながら、工事車両入口の安全性の確保について、防護柵のない箇所は防護柵等を設置し、安全対策が必要である。発注側も机の上でなく、現場にも目を向けるべきであると考えます。

以上です。

佐々木議長 予算決算常任委員会委員長、ご報告ご苦労さまでございました。

続きまして、前田総務産業建設常任委員会副委員長、報告をお願いいたします。

前田総務産業建設

常任副委員長 議長。

佐々木議長 前田総務産業建設常任委員会副委員長。

前田総務産業建設

常任副委員長 それでは、総務産業建設常任委員会視察研修の報告をさせていただきます。

平成27年2月9日、10日の2日間、徳島県にて研修を実施しました。2月9日に徳島県板野郡板野町、ふれあい市アグリ板野にて研修を行いました。板野町は、人口1万3,902人、面積36平方キロメートル、予算規模55億円、議員定数は14人の町です。

ふれあい市アグリ板野は、敷地面積700坪、建物面積100坪、鉄骨平屋建てです。平成26年度会員数107名、平成18年に年間売上2億500万円を達成して以降、年間2億円の売り上げを下回ることはなく、年間来場者数13万人程度です。存在価値、新鮮で安全な農産物を消費者の皆様へをモットーに、会員が自信を持って栽培した朝どり野菜を中心に販売している。夏は果実、桃、梨、ブドウなどを販売、町内で作付されており、仕入れを最小限に抑えられることで、この地域の特徴を生かした農業の活性化が図られている。米の販売においては、30キロ入りの玄米を精米機で白米にされて、年間5,000から6,000袋販売されている。第一次産業の育成が重要であることを再認識し、豊郷町も第一次産業の従事者並びに地元野菜等の育成強化に努める必要があります。

2月10日は、徳島県勝浦町坂本にある宿泊型体験施設、ふれあいの里さかもとを訪れ、研修を行いました。勝浦町は、人口約5,500人、面積70平方キロメートル、ミカンの里として知られているがご多分に漏れず、過疎化と少子高齢化が進みつつあります。

平成11年3月に隣接校との統合により廃校となった旧坂本小学校の校舎を町が改造整備し、その運営を平成13年7月に発足した、地元住民等による坂本グリーンツーリズム運営委員会が独立採算を基本に担っています。12年前の平成14年3月、町の最も山間の集落である坂本地区において、廃校を活用し、都市と農村との交流等を行うグリーンツーリズム事業、農村体験宿泊施設ふれあいの里さかもとがスタートされました。事業の目的は、人の温かさや地域の風土、文化などを味わってもらい、地域ぐるみで展開することにより、地域の元気を創造し、町内他地域へも元気を波及させることです。多彩な農村体験のメニューを提供し、地産地消の田舎料理を楽しむことができます。受け入れに当たっては、おもてなしの心で人と人との触れ合いを大切にしつつ、地元住民がイラストレーターとなり、産業や自然文化など当地ならではの資源を生かし、交流文化の増加に努めておられます。

当初の利用者の予想では、年間1,800人を見込んでいましたが、平成22年度の利用実績は、宿泊、体験、飲食等で1万1,601人、そのうち、県外2,897人、県内2,883人、町内5,821人の方が利用されています。経営は、運営が地元が独立採算との町の方針もあり、独立に運営されています。

豊郷町も豊郷小学校旧校舎群を生かした利用活用の方法を考え、地域の活性化を図っていただかなければならないと思います。

以上、総務産業建設常任委員会の研修報告を終わります。

佐々木議長

大変ご苦労さんでございました。

それでは、続きまして、北川文教民生常任委員会副委員長、報告を願います。

北川文教民生

常任副委員長

議長。

佐々木議長

北川文教民生常任委員会副委員長。

北川文教民生

常任副委員長

それでは、文教民生常任委員会の研修報告を行います。

去る2月9日、10日の両日、徳島県板野郡板野町、勝浦郡勝浦町の両町において視察を行いました。

2月9日、月曜日、徳島県板野郡板野町視察、健康づくり推進の取り組みについて。あさんフェスティバル事業として、企業と連携して、平成21年度か

ら毎年、あさんウォーキングフェスタ in いたのが行われています。第1回では約900人であったウォーキング参加者も、屋台の出店やタレントを招くなどの工夫によって、現在では3,000人に増え、四国最大級のウォーキングイベントになっております。スポーツ振興の取り組みについては、Jリーグチーム応援事業として、誘致したサッカーチーム、徳島ヴォルティス応援がまちぐるみで行われています。行政や住民、地元企業、誘致した企業がうまく連携をし、協力して取り組みを進めていることがよい結果につながっていると思えました。

続きまして、2月10日、火曜日、徳島県勝浦郡勝浦町に視察に行きました。勝浦郡地域特別支援連携システムについて報告します。情報を保護者と各関係機関が共有して引き継いでいくことによって、支援を必要とする子供たちへの一貫した支援と、よりよい発達を目指すもので、継続した支援に必要な情報を保護者がファイルに記入していくシステムとなっています。3年ほど前から始まった事業のため、結果の検証については今後の課題となりますが、保護者・本人がファイルに記入し管理をすることによって、一貫した支援が可能になるのではないかと考えられました。

最後に、感じたことで、わが町に11人の議員がいますけども、参加した議員が6名でした。相手にとってものすごい失礼だと思いましたが……。

佐々木議長 ちょっとその私見はこれ以上やめてください。

北川文教民生

常任副委員長 僕の感じたことを言うたらよろしいでしょ。研修報告の……。

佐々木議長 報告だけで、よろしいです。

北川文教民生

常任副委員長 報告をしています。僕が感じた報告をしています。

佐々木議長 報告だけでよろしい。

北川文教民生

常任副委員長 だめですか。

佐々木議長 報告だけで終わってください。

北川文教民生

常任副委員長 僕が感じたことは、だめですねんな。いや、意見と違います。報告です。感じた報告をしなさいということで。

佐々木議長 報告だけでよろしいので。大変ご苦労さんでございました。

続きまして、西山議会運営委員会委員長、報告願います。

西山議会

運営委員長 議長。

佐々木議長 西山議会運営委員会委員長。

西山議会

運営委員長 議会運営委員会視察研修報告をさせていただきます。

徳島県勝浦町の視察に向け、議会における質疑、一般質問の要領、時期等について、並びに通年議会についての事前研修を、平成27年2月6日、金曜日に実施いたしました。研修は、講師に滋賀県町村議会議長会次長、横山直樹氏を迎え実施いたしました。

内容といたしましては、1、議会における質疑、一般質問の要領、時期等について。一般質問に当たっては、議長への通告の内容に基づいて、原則として原稿を作成し、力強い質問を行うことが大事であり、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは厳に慎むべきである。また、極めて不適切な言葉として、例えば、「よくわかりました」「ありがとうございます」「説明をお願いします」等、十分注意して臨むべきである。一般質問は、町の一般事務について執行機関に対し事実について説明を求め、将来に対しての所信を質すものである。答弁を求める者は、最高責任者に所信を質すものであるから、その執行機関の長、例えば町長、教育委員長、選挙管理委員会委員長、農業委員会委員長等を指定すべきであり、通告に課長または係長と記することは正しい扱いではない。地方自治法第121条に、各執行機関の長等から委任または囑託を受けた者は、説明のため議場に出席できる。答弁の責任、重みについての研修を行いました。

2、通年議会制度について。通年議会とは、議会の会期を1年とし、その間は議会の判断で必要に応じて議会を開ける制度。議会が常時活動可能な状態になる。通年議会を実現するには、2つの方法がある。従来 of 定例会の運用に工夫を加え実現する方法、新たな通年の会期を採用する方法。通年議会のメリット、デメリットについて。通年議会の意義と効果について。以上の研修を受けました。

事前研修を受けた後、平成27年2月10日、徳島県勝浦町役場、徳島県勝浦郡勝浦町久国久保田3にて、通年議会について勝浦町議会議員8名、定数10名と研修を実施。人口5,743人、面積69.8キロ平方メートル、予算規模35億6,200万円、議員定数、昭和30年合併時26名、平成19年の改選期より10人に、現在に至る。

研修内容。通年議会について。通年の改正に大改革、平成24年9月の自治法改正が行われた。通年の会期制により、年間の会議日を条例で決めておくの

で、行事などの予定が立てやすくなった。議案が提出できる機会が増えるため、補正予算や契約、人事案件などの決議はこれまでのような3カ月おきの会期まで待たなくて敏速にできるようになった。専決事項が少なくなった。町民の声に対する質問を導入。日常活動で町民からの課題を各月の議会日に質問できるコーナーを設けた。デメリットはなく、メリットがほとんどである。

以上、通年議会制について、勝浦町議会より答弁をいただき、研修を終えました。豊郷町議会においては、今後の課題として検討を重ねていきたいと考えております。

以上です。

佐々木議長 大変ご苦労さんでございました。

それでは、これで諸般の報告を終わります。

日程第6、議第1号豊郷町固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第35、議第30号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。提案説明の前に一言、御礼を申し上げます。

本日、平成27年第1回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

本定例会には、同意案件1件、議決案件1件、条例制定案件2件、条例改正案件14件、条例廃止案件1件、さらに平成26年度豊郷町一般会計補正予算をはじめ、各特別会計補正予算5件、並びに平成27年度豊郷町一般会計及び各特別会計予算6件の30件の議案を提案させていただいております。どうか慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、社会経済構造の変化に伴う住民ニーズの多様化に合わせて、包括ケアシステムの構築、子ども・子育て新制度の対応あるいは総合教育会議の設置など、平成27年度も多くの課題があります。また、来年1月には、いわゆるマイナンバー制度の運用が開始されることとなっておりますが、今後の円滑な事務対応により、住民サービスの質の向上や事務事業の効率化に努めていきたいと思っています。そのような中で、国では地方創生法が成立し、「まち・ひと・しごと創生」の長期ビジョン並びに総合戦略が昨年末に閣議決定されました。地

方財政対策では、1兆円の関連予算が確保されたところであります。

現在、町では消費喚起と生活支援型の事業あるいは人口ビジョンと総合戦略の策定に向けて準備を進めているところですが、ご案内のとおり、総合戦略には平成27年度から5カ年で取り組む内容を盛り込むこととされておりますものの、平成28年度以降の国からの財政措置は不透明であります。つきましては、事業の継続性にも配慮しながら、平成27年度豊郷町一般会計予算の計上に当たり、概要並びに基本的な事項につきましてご説明申し上げます。

平成27年度の地方財政対策では、地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せとして、平成26年度の水準を上回る額を確保することを基本として対応することとされました。

このような状況の中で、本町においては、平成25年度決算において、法人関係税が回復基調にあり、また、町税全体で平成24年度比4,063万円余りの増収となり、交付税が平成24年度比739万円の増収となり、全体の一般財源は増加しました。こうした中、継続的、安定的な財政運営を確保するため、財政調整基金への積み立てを実施し、財政健全性を確保したところでありますが、社会保障関係費の増加傾向を鑑みれば、急速な財政悪を想定した堅実な財政運営を行う必要があります。

平成27年度の予算編成に当たっては、第4次豊郷町総合計画に掲げる基本目標の実現に向かって着実かつ積極的な事業展開を推進するとともに、まちづくりのテーマである、「ともによろこび、さらなるとよさと」の実現に向け、町民と行政が一体となって町民が主役であるまちづくりに取り組んでいくこととしました。

このような方針をもとに編成いたしました平成27年度の一般会計当初予算の総額は、37億5,700万円となり、前年度と比べますと、金額で2億4,600万円、率にして7.0ポイントの増となりました。また、国民健康保険事業特別会計予算をはじめ、5会計の各特別会計予算の総額は、23億1,942万2,000円となり、前年度と比べますと金額で2億4,360万8,000円、率にして11.7ポイントの増となりました。

一般会計予算のうち重点施策の概要を申し上げますと、福祉医療関係施策では、高校卒業世代までの医療費無料化制度及び豊郷病院における看護師及び小児科医師確保の充実など助成支援事業の継続、自治会による地域づくり活性化は頑張る自治会応援プログラムの事業などの継続をしております。

産業観光振興では、環境こだわり農産物支援事業、環境保全型農業支援対策

事業、商工会街路灯整備事業など、生活関連施設の安全・安心対策では、自主防災組織の資機材整備助成事業、地域防災施設整備助成事業、簡易水道排水管敷設がえ整備事業や町道及び集落内の道路整備管理事業など、教育振興では、町単による町立学校臨時講師設置事業、今年度より小学校1年生よりの外国語活動推進事業、図書館司書配置事業など継続事業の拡充を行ってまいります。また、社会保障・税番号制度システムに対応した改修や子ども・子育て新制度によります児童福祉及び幼児教育に係る施設型給付をはじめ、改良住宅譲渡推進事業や公営住宅の社会資本総合推進事業、また、豊郷町立武道館改修事業に取り組むものでございます。

以上、地方財政を取り巻く状況が依然として厳しい中ではありますが、適切な行財政運営に留意しつつ、諸施策を重点的に取り組み、町民の負託に応えてまいりたいと考えております。

それでは、議第1号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員であります、住所、豊郷町大字吉田1240番地、氏名、三木英治氏、生年月日、昭和21年9月30日生まれが、平成27年3月31日付で任期満了となりますので、続けて再任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。任期は、平成27年4月1日から3年間でございます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議第2号豊郷町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、第8条において現在実施している現金出納検査日と条例に規定されている検査日との間に不整合が生じていることから、実態に合わせ「毎月10日から10日以内」を「毎月10日から20日以内」と改め、第9条において決算審査の結果に基づく意見について、審査に付された日から「7日以内」となっており、実態との間に不整合が生じていることから、今回、現状を鑑み「7日以内」を「90日以内」と実態に合わせた本町条例規定の一部改正を行うものです。

また、あわせて地方公共団体の財政の健全化に関する法律、平成19年6月公布、平成21年4月施行で、監査委員の審査を議会へ報告、住民への公表が義務づけられていることから、その規定を新たに追加する必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

議第3号豊郷町行政手続条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

行政手続法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されます。行政手続法の規定では、町の機関が行う処分及び行政指導の手続は適用除外とされています。そのため、豊郷町行政手続条例に行政手続法の改正で新たに加えられた手続を規定するため改正を行うものであります。

議第4号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

平成26年8月7日に、人事院による給与勧告を受け、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに伴い、豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

本年4月以降、国に準じて給与制度について3年計画で総合的見直しを行うこととし、地域の民間給与水準を踏まえ、俸給表水準を国に準じて平均2%引き下げた給与表に改正するものであります。今回の改正では、激変緩和のための経過措置といたしまして、平成30年3月31日までの3年間の現給保障を行うものであります。

次に、管理職員の特別勤務手当の改正では、災害への対応その他の臨時または緊急の必要により、従来の週休日、祝日、年末年始以外の平日午前0時から午前5時までの間、勤務した場合、勤務1回につき4,000円、週休日等は1回につき8,000円を支給するものでございます。また、勤勉手当の改正では、6月及び12月に支給されます勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分とし、再任用職員についてはその支給割合を0.35月分とするものであります。

議第5号豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

先ほどご説明申し上げました、議第4号豊郷町職員の給与に関する条例の一部改正によります職員の勤勉手当支給割合の改正に伴い、特別職である町長、副町長について一般職員に準じて期末手当の支給割合を改正するものでございます。

議第6号豊郷町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

この議案は、議第5号と同様に、議第4号豊郷町職員の給与に関する条例の一部改正によります、職員の勤勉手当支給割合の改正に伴い、教育長について一般職員に準じて期末手当の支給割合を改正するものであります。

議第7号豊郷町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

第3次地方分権一括法による地方公務員法第26条の第1項の改正により、

高齢者部分休業を承認することができる期間については、条例に委任されており、条例で定める事項が期間から年齢に改められました。豊郷町職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第2項中の期間から年齢に改正する必要が生じたことから、本条例の一部を改正するものであります。

議第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員長と教育長とを一体化した新教育長が設置されることとなったこと等から、関係条例について規定の整備を行うため、豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例ほか3条例について改正をするものであります。

議第9号豊郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例案についてご説明申し上げます。

本条例は、これまで児童福祉法第24条に基づき、条例にて保育の実施に関する必要な事項を定めてまいりましたが、子ども・子育て支援法ならびに関係法律が本年4月1日から施行されるに伴い、児童福祉法が改正されたことから条例制定の根拠となっておりました委任規定がなくなりましたので、本条例を廃止するものであります。

議第10号豊郷町保育所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例は、これまで児童福祉法第56条に基づき、規則で保育料を定めておりましたが、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行によって児童福祉法が改正され、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に基づき、特定保育施設の使用料を定めることとなります。

このことから、公立保育所については地方自治法第244条の規定による公の施設として整理されることから、条例に使用料の範囲を定める必要が生じたので、あわせて公の施設の利用に係る事項を追加し、改正を行うものであります。

議第11号豊郷町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

子ども・子育て支援制度の実施に伴い、子ども・子育て支援法の規定による保育料を定める必要があることから、本案を提出するものです。同法の規定により、所得の階層ごとに保育料の上限を定め、規則でその階層ごとの保育料を

定めるものであります。

議第 1 2 号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、第 6 期計画の介護保険料について、標準の保険料を月額 6,000 円と決定したことにより、豊郷町介護保険条例の一部改正を行うものであります。改正前の平成 24 年度から 26 年度を、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 カ年間にかかわること、また、改正前の保険料区分が 7 段階でありましたものを、介護保険法の改正に伴う標準 9 段階に変更し、保険料引き上げに伴い、それぞれの金額及び条項の修正による一部改正を行うものであります。

次に、改正法附則第 14 条に規定する介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置について、平成 27 年 4 月 1 日より事業を開始しない場合にあっては、経過措置に関する条文を条例に明記するものです。

ただいまご説明申し上げました一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日より施行するものであります。

議第 1 3 号豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案についてご説明申し上げます。

介護保険法の改正により地域包括支援センターの職員等に関する基準につきましては、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 3 次地域主権改革一括法による権限委譲に伴い、町条例に委任されることになることから、今回、新たに条例を制定するものであります。制定の主な点といたしましては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員数を明記するものであります。

議第 1 4 号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案についてご説明申し上げます。

介護保険法の改正により、介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 3 次地域主権改革一括法による権限委譲に伴い、町条例に委任されることになることから、今回、新たに条例を制定するものであります。制定の主な点といたしましては、介護予防支援の事業の人員ならびに介護予防支援に係る効果的な支援の方法に関する基準を明記するものであります。

議第 15 号豊郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

介護保険法の改正により、指定介護予防支援の指定の申請者に関する基準が改正され、平成 27 年 4 月に施行されることから、当町の条例もあわせて改正する必要が生じたため、今回、一部改正を行うものであります。改正の主な点といたしましては、指定介護予防支援の指定の申請者の基準に法人格の有無を明記するものであります。

議第 16 号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

介護保険法の改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準が改正され、平成 27 年 4 月に施行されることから、当町の条例もあわせて改正する必要が生じたため、今回、一部改正を行うものであります。改正の主な点といたしましては、複合型サービスの名称が看護小規模多機能型居宅介護に変更、また、小規模多機能型居宅事業所の登録定員が 25 人から 29 人への変更及び利用定員の基準に関する改正を行うものであります。

議第 17 号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

介護保険法の改正により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、平成 27 年 4 月に施行されることから、当町の条例もあわせて改正する必要が生じたため、今回、一部改正を行うものであります。改正の主な点といたしましては、指定小規模多機能型居宅事業所の登録定員が 25 人から 29 人への変更及び登録定員に応じた利用定員を明記するものであります。

議第 18 号豊郷町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

改正内容としましては、土地改良事業を行う上での負担金や賦課金を徴収するための条例で、第 2 次地方分権一括法の改正に伴い、土地改良法第 96 条の 4 に第 2 項が設けられました。この基準となる条例にあわせ、当町の条例の第 1 項にある「土地改良法の第 96 条の 4 において準用する」を「土地改良法の第 96 条の 4 第 1 項において準用する」に一部を改正するものであります。

議第 19 号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求める

ことについてご説明申し上げます。

豊郷駅コミュニティ施設につきましては、現在、豊郷町シルバー人材センター理事長古川米三氏を指定管理者としておりますが、本年3月31日付をもって指定期間が満了することになります。そのため、平成26年12月9日から平成27年1月19日までのこの施設の指定管理者を募集したところ、豊郷町シルバー人材センターが応募され、候補者として選考しました。この候補者を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は本年4月1日から平成30年3月31日までの3年間であります。

議第20号平成26年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,701万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を40億2,372万2,000円とするものでございます。

歳入では、交通安全対策特別交付金4万2,000円、分担金及び負担金250万円、使用料1万1,000円、県支出金237万6,000円、繰入金8,893万3,000円、諸収入1,011万1,000円を追加し、国庫支出金332万5,000円、財産収入2,773万2,000円、町債590万円を減額するものであります。

次に歳出では、民生費1億5,635万5,000円、衛生費526万7,000円、農林水産業費2,507万4,000円を追加し、議会費216万円、総務費617万2,000円、労働費4,000円、商工費33万7,000円、土木費8,482万5,000円、消防費2,526万6,000円、教育費91万6,000円を減額するものであります。

今回の補正予算におきまして、主なものは各事業の執行状況によります基金の取り崩しのとりやめ、3月末で廃止しました地域福祉基金を新たに保健福祉基金に積み立てを行うための積立金を計上したところであります。

議第21号平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ492万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を9億3,383万円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金22万8,000円、共同事業交付金3,507万2,000円を増額し、県支出金61万5,000円、繰入金2,975万8,000円を減額するものであります。

次に歳出では、保険給付費 2 9 7 万円、共同事業拠出金 3 9 3 万 1, 0 0 0 円を増額し、保険事業費 1 9 7 万 4, 0 0 0 円を減額するものであります。

議第 2 2 号平成 2 6 年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 3 億 1, 2 0 4 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入では、繰入金 2, 2 9 0 万円を増額し、国庫支出金 2 2 0 万円、町債 2, 1 0 0 万円を減額するものであります。

歳出では、総務費 4 8 7 万 5, 0 0 0 円を増額し、簡易水道事業費 5 1 7 万 5, 0 0 0 円を減額するものであります。

議第 2 3 号平成 2 6 年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 5 4 2 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算総額を 3 億 4, 3 0 1 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金 5 9 2 万 8, 0 0 0 円、繰入金 5 9 9 万 3, 0 0 0 円、町債 3 5 0 万円を減額するものであります。

歳出では、総務費 1, 1 9 2 万 1, 0 0 0 円、下水道事業費 3 5 0 万円を減額するものであります。

議第 2 4 号平成 2 6 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 8 1 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額を 5 億 9, 4 2 1 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金 6 1 7 万円、支払基金交付金 7 2 1 万 2, 0 0 0 円、県支出金 3 6 5 万 4, 0 0 0 円、繰入金 3 0 6 万円、町債 4 7 2 万 2, 0 0 0 円を増額するものであります。

歳出では、保険給付費 2, 4 8 6 万 7, 0 0 0 円を増額し、総務費 4 万 9, 0 0 0 円を減額するものであります。

議第 2 5 号平成 2 7 年度豊郷町一般会計予算についてご説明申し上げます。一般会計当初予算の総額は、3 7 億 5, 7 0 0 万円となり、前年と比べますと金額で 2 億 4, 6 0 0 万円、率にして 7. 0 ポイントの増となりました。

主な歳入につきまして申し上げますと、まず、町税であります。総額が 9 億 1, 1 7 8 万 4, 0 0 0 円で、前年に比べ 2, 0 0 8 万 7, 0 0 0 円、2. 2 %の

減となりました。以下、地方交付税は13億5,600万円で6.4%の増、国庫支出金は3億2,988万5,000円で22.0%の増、県支出金は2億4,711万3,000円で6.1%の増、地方消費税交付金1億1,600万円で65.7%の増、財産収入は2,243万9,000円で35.2%の減、繰入金は1億8,870万8,000円で3.2%の減、諸収入は2億942万6,000円で145%の増、町債は2億560万円で14.6%の減であります。そのほかでは、地方譲与税2,350万円、利子割交付金120万円、自動車取得税交付金380万円、地方特例交付金500万円、交通安全対策特別交付金133万8,000円、分担金及び負担金1,996万円、使用料及び手数料8,004万6,000円、寄付金150万1,000円、繰越金3,000万円などを見込んでおります。

財源比率では、自主財源の占める割合は39%、依存財源は61.0%であり、前年度に比べて自主財源比率が5.8%増加しておりますが、依然として歳入のほとんどを依存財源に頼らざるを得ない厳しい財政構造となっております。

次に、歳出面で主なものといたしましては、民生費12億2,299万5,000円で前年に比べ5.4%の増であります。以下、議会費6,907万7,000円で1.3%の増、総務費5億199万5,000円で13.5%の増、衛生費3億8,261万2,000円で6.2%の減、農林水産業費8,577万4,000円で23.4%の増、商工費3,519万7,000円で38.5%の増、土木費4億7,942万6,000円で18.4%の増、消防費1億2,911万1,000円で3.6%の減、教育費6億4,233万1,000円で11.7%の増、公債費2億297万1,000円で6.7%の減、労働費51万1,000円で1.0%の減、予備費500万円を計上しております。

議第26号平成27年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。国民健康保険事業特別会計予算は、10億713万4,000円で25.0%の増であります。

歳入のうち主なものは、国民健康保険税1億6,536万9,000円、6.1%の減、国庫支出金2億4,458万9,000円、15.4%の増、療養給付費交付金5,189万2,000円、5.3%の減、前期高齢者交付金1億5,240万3,000円、5.5%の増、県支出金6,059万9,000円、17.3%の増、共同事業交付金2億4,879万2,000円、172.1%の増、繰入金8,191万6,000円、11.4%の増、諸収入138万7,000円、2.0%の減であり、そのほかでは使用料及び手数料15万4,000円、財産収入3万2,000円、繰越金1,000円を見込んでおり

ます。

歳出では、総務費 2,166万3,000円、26.8%の増、保険給付費 5億9,475万6,000円、14.4%の増、後期高齢者支援金等 1億929万3,000円、0.3%の減、介護納付金 4,420万4,000円、21.5%の減、共同事業拠出金 2億2,133万8,000円、158.7%の増、保健事業費 1,523万2,000円、6.1%の減であり、そのほかでは、諸支出金 55万2,000円、前期高齢者納付金等 5万7,000円、老人保健拠出金 6,000円、基金積立金 3万3,000円を計上しております。

療養諸費及び高額療養費の増加により、保険給付費全体で 7,486万7,000円、14.4%の増、また、共同事業拠出金 1億3,578万6,000円、158.7%、全体で 2億144万2,000円、25.0%の増額となったものでございます。

議第 27 号平成 27 年度豊郷町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。簡易水道事業特別会計予算は、3億1,820万2,000円で 2.4%の増であります。

歳入のうち主なものは、分担金及び負担金 307万8,000円、90.0%の増、使用料及び手数料 1億1,685万円、2.3%の増、国庫支出金 1,746万5,000円、18.6%の減、繰入金 1億2,666万6,000円、18.7%の増、町債 5,230万円、18.8%の減、繰越金 157万9,000円、26.0%の減であり、そのほかでは財産収入 26万4,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費 4,269万9,000円、32.1%の増、簡易水道事業費 1億7,126万円、1.9%の減、公債費 1億424万3,000円を計上しております。

水道配水管の敷設がえ工事の実施及びアセットマネジメント策定事業委託を実施するため、全体として 748万4,000円、2.4%の増額となったものであります。

議第 28 号平成 27 年度豊郷町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。下水道事業特別会計予算は、3億3,582万8,000円で 2.9%の減であります。

歳入のうち主なものは、分担金及び負担金 138万2,000円、16.0%の増、使用料及び手数料 1億3,463万2,000円、0.9%の増、国庫支出金 1,900万円、26.7%の増、繰入金 1億6,595万5,000円、5.4%の増、町債 1,080万円、68.4%の減、繰越金 400万円、200%の増、

諸収入1,000円、99.9%の減であり、そのほかでは財産収入5万8,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費1億388万円、22.1%の減、下水道事業費5,378万円、133.2%の増、公債費1億7,816万8,000円計上しております。

流域下水道維持管理負担金、琵琶湖流域下水道建設事業負担金及び交際費の減少により、全体としては995万9,000円、2.9%の減額となっております。

議第29号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。介護保険事業特別会計予算は、6億119万8,000円で、8.2%の増であります。

歳入のうち、主なものは保険料1億2,299万8,000円、29.7%の増、国庫支出金1億3,641万3,000円、4.4%の増、支払基金交付金1億5,704万円、5.3%の増、県支出金8,195万5,000円、8.3%の増、繰入金1億278万1,000円、0.6%の増、そのほかでは使用料及び手数料3,000円、財産収入1,000円、繰越金3,000円、諸収入4,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費2,726万6,000円、16.2%の減、保険給付費5億5,994万1,000円、9.1%の増、地域支援事業費969万7,000円、0.1%の減、そのほかでは基金積立金172万円、諸支出金4万3,000円、財政安定化基金拠出金253万1,000円を計上しております。歳出のうち、保険給付費が居宅介護事業を中心とする全体で4,676万3,000円、9.1%の増となり、歳入では、保険給付費の増加に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金が増加し、全体として4,574万6,000円、8.2%の増額となっております。

議第30号平成27年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。後期高齢者医療事業特別会計予算は、5,706万円で1.9%の減であります。

歳入のうち主なものは、後期高齢者医療保険料3,382万6,000円、0.1%の増、繰入金2,320万8,000円、4.7%の減、そのほかでは使用料及び手数料3,000円、繰越金1,000円、諸収入2万2,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費514万7,000円、40.6%の減、後期高齢者医療広域連合納付金5,189万2,000円、4.8%の増、そのほかでは諸支出金2万1,000円を計上しております。

以上、平成27年度豊郷町一般会計予算及び各特別会計予算についてご説明を申し上げます。主な事業内容につきましては、議員の皆さん方に配付しました、平成27年度予算書及び主要施策の概要をご参照願いたいと存じます。なお、本予算の執行に当たっては議員の皆さん方の格別のお力添えをお願い申し上げます。

以上、本日提案しました各議案の提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 ご苦労さんでございました。

それでは、審議、質疑、討論、採決、委員会付託につきましては、明日、行いますので、町長の提案理由の説明はこれで終わりたいと思います。

続きまして、日程36でございまして、発委第1号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議会運営委員長、提案理由の説明を求めます。

西山議会

運営委員長 議長。

佐々木議長 議会運営委員長。

西山議会

運営委員長 提案理由。教育委員長と教育長とを一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条長及び委員長等の出席義務が改正されたことから、本条例第19条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものです。なお、施行日は平成27年4月1日からです。

以上です。

佐々木議長 以上で、提案理由の説明が終わりました。

10分間、休憩をいたしたいと思います。10時30分から再開いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時30分 再開)

佐々木議長 再開いたします。

日程第37、一般質問を行います。

河合議員 議長、ちょっと確認。

佐々木議長 どうぞ。

河合議員 お手元の発言通知書に、西澤清正議員の資料がわしにはないのかあるのかわ

からん。発言通知書。

佐々木議長 発言通知書。

河合議員 発言通知書に、西澤清正議員のわしの発言通知書、配付漏れか知らんけども、受付印がないのやけど。受付印がないけども、これはわしに対して、わしに対して書類の配付漏れがないのか、あるのかどうか。

佐々木議長 ちょっと待ってくださいね。差しかえの後の処理ができていないようです。

河合議員 そんな議場で、そんな言いわけ通らへんで。これだったら、このままで通すんかと言いたい、わしは。原本はどこにあんねん、原本。これが原本ちゃうやろ、配ってあるのは。議会運営委員会では、どれで通したんや。原本を見せなさい、原本を。

佐々木議長 事務局の方から、今聞きますと、2月13日に15時30分に受け付けしていますので、その後に修正があったようです。

河合議員 後で修正があったと。後とは、何月何日何時何分ですか。受付期間すんだんちゃうんか。明確にすること。原本はここに付けること。議長、よろしいか。議長、あなたは他人事みたいに、修正があった場合にはあなたの責任ですよ。あなたは確認せないかん、書類を。責任や、あんたの一番の。長たる者が局長に聞いてどういうことや、これ。

佐々木議長 申しわけないですけども。

河合議員 申しわけないでは済まされへん。

佐々木議長 修正のあれについては、ちょっと連絡不足だったので。

河合議員 ちょっと待ってください。あんたね、修正どうのこうので、修正のために議運を開いたんか、どうやな、勝手にできるんか、そんなこと。問題やで、これは。暫時休憩求む。議会運営委員会、開いてください。開いてください。そんなことだったら、そんなもんであんた、議場で長に座って淡々とも言うというのはばかなことあるかい、そんなことが。

佐々木議長 暫時休憩いたします。

35分から休憩をいたして、休憩の間、議運を開きますので、議運の皆さん、議員会室へお願いします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時48分 再開)

佐々木議長 再開いたします。ただいま議会運営委員会で協議をいたしました。確かに文書は同じやったんですが、削除する部分があったということでございますので、

受付印等が抜けておって申しわけなかったんですが、その点をお詫び申し上げたいと思います。

先の議運でかかっておった一般質問の文書で質問をしていただくということになりましたので、そちらの方を配付いたしますので、よろしく願いいたします。

河合議員 異議あり。ちょっとその発言はおかしいんじゃないですか。これからは、全議員はその趣旨に反しても、もとのさやにおさめるということやね。なぜ、我々の手元にこの配付文書が出されたのか。それと、局長。何時何分に差しかえがあったのか。16日までにあったのか、ちょっと聞いてください。何日後ですか。これが出された。正直言うてください、正直。

事務局長 この修正が出されたのが、18日の午後。

河合議員 議長。

佐々木議長 どうぞ。

河合議員 西澤議員に悪いけども、提出は締め切り後ですわ。締め切りいつですか、締め切り、何月何日の何時ですか。教えてください。議事録に残してください。

事務局長 締め切りは、2月16日午後3時です。

河合議員 今、明確な月日と時間を示されましたね。されましたね。差しかえの日は、18日の何時何分ですか。

事務局長 済みません。ちょっと時間は、午後から出されまして、19日の朝、全員協議会が開かれる前、8時40分だと思いますが、そのときに議長の承諾を得て、変更したということです。

河合議員 今先ほど来2人の会話を聞いていると、何か知らな過ぎる会話しとった。いつやらとかあったんかとか。そういうような会話がわしの耳にあったんやけど、さっき、だからわし、ここから、席から、長たる人がメモとらんと知らんのかと聞いたわけや。

佐々木議長 今の件につきましては、私の1つ、失策ということでございますので、これでご了承願いたいと思います。

河合議員 ご了承できない。こんなもんがまかり通るか、あんた。

佐々木議長 それでは……。

河合議員 それではないがな。まだ終わってへんねや、わしは。

佐々木議長 いや、異議を申し上げているんですか。

河合議員 そうです。

佐々木議長 そしたら、ご異議があるんですから、ひとつこれについて起立によって採決をいたしたいと思います。今の……。

今村議員 採決をするような問題じゃないと思う。もう一遍、暫時休憩して全員協議会でもやったらどうですか。一応、みんなの意見について。

佐々木議長 そしたら、今、提案がありましたように、全協を開けということですが、暫時休憩をして、全協を開きませんか。

議員 はい。

佐々木議長 それでは、暫時休憩いたします。それでは、控室の方へすぐにお集まりいただいて協議をいたしたいと思しますので、よろしく願いいたします。時間については、11時10分に再開いたします。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時08分 再開)

佐々木議長 それでは、ちょっと時間が早いですが、再開いたしたいと思します。ただいまの件について、非常に皆様にご迷惑をおかけいたしました。訂正してお詫び申し上げます。

それでは、日程第37、一般質問を行います。

それまでに、今ほど配付いたしました一般質問の西澤清正議員の部分については、元の議運にかかった質問書にかかりますのでよろしくお願い申し上げます。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、西山勝君の質問を許します。

西山議員 2番。

佐々木議長 西山勝君。

西山議員 一般行政方針を行うべき。町長。3月議会に新年度予算案が上程され、これから審議をされますが、それに伴い町長より新年度における一般行政方針の表明を他の議会では毎年されています。3月議会は新年度の町政の執行についての方針を議会や住民に向けて表明する場であります。なぜ町長は一般行政の方針を表明されないのか答弁願います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 2番、西山議員さんの一般行政方針を行うべきという一般質問にお答えいたします。

新年度の行政方針として具現化したものが当初予算であります。そのため、議会開会の冒頭の挨拶におきまして予算概要とともにご説明を毎回させていただいております。

また、町民の皆さんにおきましては、毎年5月1日発行の広報とよさと特別号にて予算の概要等につきまして掲載させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

佐々木議長 西山議員、再質問ありますか。

西山議員 結構です。

佐々木議長 それでは、2つ目の質問を許可いたします。

西山議員 建築工事審査会の審議を問う。町長。平成26年12月議会において、本町庁舎増改築事業の設計業者、(株)環境空間設計が設計業務を怠り、業者処分の入札停止処分をされた件について、停止解除された業者であっても随意契約か指名競争入札をされるかとの質問に次のように答弁されました。「現在の実施設計を入札するかしないかは、今後の検討となり、本来であれば、再度設計からやり直しとなるのではないかと考えております。また、建築工事審査会で十分審議等を行って業者を選定してまいりたい」との答弁でありました。建築工事審査会は、いつ開催されたのか、審査会の構成について答弁願います。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 総務企画課長。

総務企画課長 西山議員の建築工事審査会の審議を問うというご質問にお答えをさせていただきます。

12月議会定例会以後につきましては、建設工事契約審査会を27年1月7日に開催をいたしました。が、庁舎増改築事業の案件ではございませんので、庁舎関係での審議、また審査については行っておりません。また、建設工事契約審査会につきましては、豊郷町建設工事契約審査会規程の第4条に基づきまして、現在、委員につきましては副町長並びに各関係課長によりまして14名で構成しているところでございます。

佐々木議長 西山勝君、再質問ありますか。

西山議員 はい。

佐々木議長 どうぞ。

西山議員 1 2 月議会で総務企画課長は、本来であれば、再度、設計からやり直しとなるのではないかと考えていると答弁されましたが、これは担当課長として答弁されたのではなく、町長として答弁されたものと認識しております。町長の意に従わない課長の答弁であっても、町長が答弁したのと同じことで、私をはじめ、議員は町長の答弁として受け取っています。このことは、副町長、全ての課長にも言えることでもあります。答弁される課長は、町長として答弁している、そのことを認識して答弁を願います。

そこで、再質問いたします。4点、質問させていただきます。

1点目。豊郷町の建築工事審査会における評価の方法、基本的な考え方。

2点目。建築工事にかかわる総合評価・実施要綱はどのようになっているのか。

3点目。施工者の能力、社会的役割なども加味した評価なのか。

4点目。既存庁舎建物を活用した大規模な改修工事を含むなど、技術的難易度の高い工事であることから、安定した経営基盤とすぐれた技術力を持つ管理業務業者の選定が求められるが。

以上の4点について、答弁を求めます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西山議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の業者の評価の仕方、それと、総合評価の件でございますが、これにつきましては、入札参加の指名願いを出していただいておりますが、その書類の中に滋賀県におきます経営審査がされて、その結果を申請いただくということになっておりますので、その中に評価並びに総合評価点数というのは出ておりますので、その評価点を使わせていただいております。

それと、3つ目の施工業者の能力でございますが、これにつきましては、当然、難易度、またその業者それぞれの経験、専門性というものがあるかと思っておりますが、これにつきましては当然、その業者のこれまでの工事の実績等、そういったものを見ました中で勘案して審査をさせていただきます。

それと4点目の安定、また管理業務についてしっかりした業者ということでございます。当然、審査する段階でそういうことも審議の中に含めて審議を行って指名といいますか、選定業者を選定しているというものでございますので、その点よろしく願いいたします。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 2点目の工事等の実施要綱ということでございますが、これにつきましては、当然ながら本町におきます建設工事の執行規則、それに基づき執行を行っているところでございますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長 3回目、再々質問ございますか。

西山議員 以上です。次にいきます。

佐々木議長 それでは、次の質問、許可します。

西山議員 法に基づく公表を。教育委員長。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条、教育行政事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等には、「教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」と義務づけられています。

他市町では、公表していると聞いているが、本町では今までこの法律に基づいて公表されたことはないと思いますが、なぜ公表していなかったのか、公表する必要はなかったのか、答弁を願います。

教育長 議長。

佐々木議長 横井教育長。

教育長 西山勝議員の法に基づく公表をについての質問にお答えします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に、先ほどおっしゃられましたように、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についての公表につきましては、今まで教育委員会では公表してきませんでした。郡内の状況も同様だと聞いています。

また、同法2項には、「教育委員会は全校の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」とあります。本町は、人口7,500ほどの小さな町です。小さな町ゆえに、昨年6月、議会の議員さんの学校視察もあり、議員さんが教育のことをよくご理解いただいているので公表してこなかったのではないかなど、このように考えています。

しかし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を学ぶ中で私自身、昨年度は教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、学校教育に関するところのみを作成しました。今年度は、教育に関し、学識を有する者の知見の活用とありますので、各小学校、幼稚園、中学校長、園長を含め、7名によって教育方針をもとに重点事項をまとめて点検評価を行っています。今後、順次まとめて整理していきたいと、このように考えています。

以上です。

佐々木議長 西山議員、再質問ありますか。

西山議員 次にいきます。

佐々木議長 それでは、3番目の一般質問を許します。

西山議員 教育方針の公表を。教育委員長。教育行政の方針についてお聞きします。3月議会は、新年度の事業、施策、方針などを審議する場であり、極めて重要な場と思います。行政も当然のことではありますが、教育委員会行政も同様だと思います。今後の教育に対する方針を公表しないのは、教育がどちらを向いているのか、何を目指しているのかわからない。議会、住民の理解を得るためにも実施すべきではないか、答弁願います。

教育長 議長。

佐々木議長 横井教育長。

教育長 西山勝議員の教育方針の公表についてのご質問にお答えします。

教育行政方針は、毎年、年度当初4月の定例教育委員会で承認をいただき、そして、町長にも渡しております。もちろん、4月の校園長会にも配付し、本町の教育方針について徹底、周知をしているところです。また、町民さんへの公表につきましては、町広報に2ページにわたり、昨年ですと、平成26年度教育行政方針、「ふるさとに誇りをもち、心豊かでたくましい人づくり、笑顔あふれ文化漂う豊郷を目指します」と題して、5月に各家庭に配付していただきました。子どもを育てることは、学校だけではできません。子供を取り巻く学校、家庭、地域社会、さらには企業も含めて力を合わせて、豊郷の子、さらには豊郷の人づくりをするためにも、町民さんへ公表して理解を得ることが大切だと考えています。今後も、教育方針については公表していきます。

佐々木議長 再質問ありますか。

西山議員 結構です。

佐々木議長 それでは、西澤博一君の一般質問を許します。

西澤博一議員 3番、西澤。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 それでは、執行部をお願いいたします。まず、町長に。

来客専用の駐車場の確保について、ご質問をいたします。昨年の定例会で質問しましたが、駐車場が完成し、供用開始をされています。駐車場を見て回りましたが、来客専用の駐車場が確保されていません。現状を見ますと、空きスペースもなく、職員の専用駐車場となっていますが、前回の答弁で検討することだったのであったが、その後どうなったのか答弁を願います。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西澤議員のご質問にお答えをいたします。

現在、駐車場でございますが、北側に拡張いたしましたのが25台分の駐車スペースを拡張して、現在、使用しております。拡張後の駐車場の状況を申し上げますと、スペースとしましては、庁舎の西側、これは玄関側ですが20台分、それと、庁舎北側に72台分、それと北側に拡張いたしました25台分を合わせまして、117台の駐車スペースでございます。また、この駐車場の常時使用といたしましては、まず、公用車が19台、また職員が75台ということで、計94台が常時必要かなと考えております。

それで、来客用といたしましては、計算上では23台ということになりますが、そのスペースにつきましては、来客用といたしましては、庁舎西側の駐車場をご利用いただくということで考えているところでございます。

それと、検討しますという前回の内容でございますが、当然、職員に対しましては健康上、徒歩等といういろんなことも考えますという検討を申し上げました。そのときには、必ずしも強制できるものではございませんので、それにつきましては引き続き考えていきたいと思っております。

それと、駐車場の使用料につきましても、これまでお話を聞いておりまして、それにつきましては、本年4月からの実施に向けて現在、規則等の整備を進めているところでございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、再質問をさせていただきます。前回の村田課長の答弁の中で、公用車を主とする予定であるということ聞いております。その中で、来客の表示をせずに駐車スペースを確保したいという考えであったと答弁がされていると思います。いろんな形できめ細かく台数から職員の台数も言うていただきました。

いつも役場へ寄せてもらうときにも、駐車場はあるんですけども、まわって見てあいているところがあるというのが現状であるのではないかと思うんです。そうとするならば、来客の駐車場をどこか1つのスペースを、20台か25台、答弁によりますと23台ですか、それを確保したいということであるならば、どこかやはり1つの区画の中を23台という来客用の駐車スペースをまとめて置くべきではないかと思うんです。やはり、見ているととびとびになっているとやはり来客用に対して、それを見た場合、そういうふうにとれない場合もあるのではないかと。やはり、どこの会社にしても、職場にしても、やはり

それなりのスペースをとっておられるので、まちまちになっている部分はやはり1つにまとめて、23台やったら23台、20台やったら20台という形で、来客と明記をするべきではないかと思えます。その点について、質疑をお願いしたいと思います。

もう1点ですけれども、その公用車ですけれども、工事されて、公用車があそこへとめられているのはよく見かけるのでよくわかります。しかしながら、これは私の憶測ですけれども、職員の方もそこへ駐車しているのではないのかとみられる部分があるんですけれども、その点についてはどうなのかお答え願いたいと思えます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、23台分の来客用の駐車場という説明をいたしました。そのスペースにつきましては、玄関側、中山道側の全部のスペースを来客用と考えておりますので、来客用と表示せずとも、現在使っていただいておりますので、それで十分ではないかなと考えております。

それで、現状を申しますと、戸籍なりのそういった手続の30分以内のお客様については、ある一定、駐車場が利用いただけると思いますが、長期滞在といたしますか、1時間または2時間、庁舎にご用のございます方については、今後、駐車場をどう確保するかが問題かなとは考えております。

それともう1点、現在、拡張しました25台分の駐車場につきましては、一応、公用車と考えておりますが、ただ、使用しまして日も空いていることをございます。そういったところについても、住民の方や、また職員をそこへ置くようにと考えておりました、なるべく駐車場を有効に使えるように考えたいなと思っております。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 今の答弁ですが、23台であるならば、やはり駐車場をあれだけ拡張されるんやったら、繰り返さないですけれども、こっちで23台あんなやったら、ここで15台でも、やはり1つの区画というのは必要やと私は思うんです。この間もあそこへ出入りした方がちょっとおられたので「歩いて来てるのか」と聞いたら、「いや、車がとめるとこないさかいに、ちょっとそこの病院のとこまとめて行くんや」というようなことも言うておられた方もおられます。日によ

っては来客の多い、少ないはあると思うんだけど、やはり町の中で審議会とかいろんな会議とかがあるときには、やはり町から任命された方が車で来られるんですから、そういう部分については、例え15台、20台のスペースを確保するのが、町としての町民さんの役員さんに対しても、町民に対しても責務ではないかと私は考えております。そういうようなことももう一度、検討していただきたいと。

もう1点についてですけども、私が前回、質問したことに対して、総務企画課長が何点か答えていただきました。しかし、質問してそういうような受け答えをしたんならば、何月何日に何をやったかということぐらいは、質問者に対して、こういうことをやったさかいは、まだ結果は得られていないけども、こういう形になりましたというぐらいは答弁者にもやはり資料として提出されるべきではないかと私は思うんですけど、その点についてはどうですか。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西澤議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、西側の来客用以外の駐車スペースでございますが、当然、北側の駐車スペースもございます。現状を考えますと、計算上、10台ぐらいはスペース的には確保できるかなと思っておりますが、ただ、その表示しないといたしますのは、例えば、表示しますと、職員が置けないとか、また違う人が置けないという問題もございます。あと使用料の問題もありますので、そういったことで難しいのかなということが考えられます。

それと、今の現状でいいますと、会議また何十名の来客がある場合については、当然、現状のスペースでは今後も無理ではないかなと考えておりますので、それはまた今後の課題として、庁舎の改修等についてそういったものが少しでも改善できればなと考えております。

それと、報告といたしますか、内容でございますが、あくまで内部で調整する会議等もございます。決定してからの公表であればできるかもわかりませんが、確定していないものについては、なかなか先の公表というのは現状、難しいかなと考えております。当然、決まったことについては、議会等に報告はさせていただきますと思っております。

佐々木議長 次の質問、許可します。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 町長にお尋ねいたします。町道路等工事受益負担規程を問う。

この規程は、平成12年に改正され、15年間が経過している。その間、各字において財政、経済、道路、人口状況などが大きく変化をしております。しかし、この規程が今の状況に合っているか考えなければならないと思います。そこで、規程の第3条の(2)の別表4について、現状を鑑みて改正する必要があるのではないのかと思います。それについて、答弁をお願いします。

佐々木議長 2、3と飛んでいるんですけども、よろしいですか。今の間違いですね。

西澤博一議員 道路の方からお願いできますか。

佐々木議長 今のを先にやって、それから、2、3に戻るんですね。わかりました。そういうことで、済みません。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、西澤博一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この規程につきましては、平成3年に告示されまして、平成12年に一部改正が行われております。改正から14年が経過しており、ご質問の内容にもございます、経年の各字の諸状況につきましては、刻々と変化をしております。特に、人口においてはめまぐるしく変化をしている字もあり、あわせて経済状況も余りよくないものではないと伺えます。また、若い世代の町外への転出や高齢化が進む字では、あらゆる負担金が重くのしかかっているのも事実でございます。字の運営経費等の減少につながってきていると思われま

す。ご質問のとおり、検討時期に入ってきていると思われま

すし、時代に合った見直しをすることは必要であると考えております。民間開発等によって住宅建設や、また高齢化がある程度落ち着いた時期を見計らいながら、改正を行いたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

佐々木議長 再質問ございますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 どうぞ。

西澤博一議員 済みません、間違えまして。今回、こういう質問を出させていただいたのは、各字にやはり里道が存在しているのはどこの字にもあると思うんです。その中で、里道でありながら町道の役目をしている部分の道もあると思うんです。しかし、今の各字において財政的な面、また協議費等を高いから減額してくれという字もありました。しかし、そういう中でこの道を舗装とかいろんな工事をやりたいけども、今のその規程の中に、各字に負担があります。20%から35%、そうするとやはり各字におかれてもいろんなことで財政出費をされ

ておられるので、やっぱりその部分だけにかかわってということではできないので、やっぱり字も計画的にそこの道を直すというならば、5年計画でやるとかいう、その積立て等があると思うんです。そういうことを鑑みたときに、やはり行政として負担金、20%から35%あるんですけども、その減免はやはり必要ではないかと。これからの高齢化また少子化等で人口減がある中で、そういうようなことに減免していただければ、また区の方に対してもそういう事業もやりやすくなるのかと思って、今回このような質問をさせていただきました。今の、改正するように前向きに考えているという答弁でしたけども、実際、数値としてはどれぐらいのことを考えられているのか答弁願います。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最後の数値的なものについては、まだ今のところ考えてはおりません。ただ、減免というお話も出ましたけれども、例えば、字と字を結んだり、町と町を結んだりするところの里道と言われる部分については、やはり通学路とかそういうようなものについては減免の対象としていってはよいかという考え方は持っております。

あと、本当に全然使われない部分については、もうそれは字としてやっていただきたい。あと、公共性がほんまに強いというところについては、今パーセントは申し上げられませんけれども、やはりそれは検討の課題として考えていきたい思いますので、ご理解いただきたいと思います。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 どうぞ、西澤君。

西澤博一議員 今、課長がお答えになりましたように、改正のご理解をいただきたいということでしたけども、そうすると、実施としては今年度、27年度に協議して28年度にはそういうような考えを持っておられるのか、それとも何年後にそういうことをするか、そういうような目安というのはどのようなぐあいに考えておられるのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

来年度とかいうふうな形では、今もまだ検討しておりませんし、話し合いはしておりませんので、これは財政的な問題もございますし、急に10%、20%

下げるといふ話にはちょっとならないかなと思いますし、年度も含めまして、財政当局とも打ち合わせしながら考えていきたいと思ふので、よろしくお願ひいたしたいと思ふます。

佐々木議長 次のお問を許可します。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 2番からですね。地域資源。

西澤博一議員 地域資源の利活用はということ、本町には、旧豊郷小学校、又十屋敷、観音盆、各字の神社、また酒蔵等の地域資源が存在しています。利活用をすることによって、町が活気づくのではないかと思ふが、町はどのような考えを持っているのか答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の一般お問にお答へします。

地域資源の利活用はとのお問にお答へいたします。本町には、議員さんが例に上げていただきましたほかにも、たくさんのすばらしい資源が存在しております。これを少しでも利活用させていただきますして、町をPRし、活気づかせるために、商工会、観光協会、そして特産物振興協議会、江州音頭保存会に対しまして補助金を交付しながら連携、協力して、町をPRしていきたいと思っております。

以上です。

佐々木議長 再お問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、土田課長に再お問させていただきます。

今うちの豊郷小学校、又十屋敷にしても、観光協会と、また商工会で活発にやっておられるのは承知をしております。その上で、お聞きしたいと思ふんですけれども、今これで何年かずっと続いているんですけれども、やはりマンネリ化ということになってきた場合に、やはりどうしてもまたかというようなことになってくると、そういうような行事に対して町としてやっぱりブラッシュアップをして、今やっておられることに対して、その上にまたブラッシュアップをして魅力ある地域づくりという、そういうようなものを考えておられるのかお聞きしたいと思ふます。

もう1点ですけれども、12月議会のときの委員会で質疑を行ったと思ふんですけれども、旧豊小の中にある物品とか書物等の点検、整理はどのようなになっ

たかという、そういう質疑が出ました。そのことにおいて、今の小学校の中に16ミリのフィルムが出てきたと、それ以外にも豊小の中にはそれなりの価値のあるものが、物品等があると思うんですけども、それはどのように今、整理されて、今後どのように活用されるのかお聞きをしたいと思います。

次の観音盆のこれについてですけども、昨年、有志の方が立ち上げられて、今、活発にやっておられます。今年もやるということを知っています。それを一つの観音盆の歴史とか文化とかそういうものがやはり存在していると思うので、やっぱり町としてはどのような支援策を考えておられるのか答弁を願います。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の再質問にお答えします。

現在、町としましては、約20回ぐらいの催し物を計画しております。今後ともグレードアップということをお聞きしますが、協議を重ねながらできるだけしていきたいという思いをしております。

それと、2点目の豊小の中の物品とか資料、それがあったということですが、今後また、うちの町の中で再審査というか再考というか、現場を見まして、できたらまた教育委員会とかと協議しまして、発掘をしていきたいように思っております。

それと、3番目の観音盆でございますが、今年協力しました。来年度も町としましては協力していきたいと思っております。

以上です。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤議員。

西澤博一議員 繰り返しですけども、土田課長にお尋ねしますが、旧の豊郷小の物品等はやっていないということですか、今。ということは、12月からその質疑が出たけれども一向に手はつけていないということですか。12月の議会の委員会の中で、私以外のほかの議員さんが質疑されたと思うんですけど、町の中でも手が少なくてできなければ、またいろんな方法があると思うんですけども、一向にさわられてないということ。これから、それがいつ対応されるの。もし、あるとしたら。なければいいんですよ。しかし、何かいろんなものがあるということは、私も聞いていますので、整理整頓しながらそれをまた地域の活性化に使えるものがあれば、やはり展示をすとかいろいろな方法があるんですけど

ど、その整理等はいつやられるんですか。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 3番、西澤議員さんの再々質問にお答えいたします。

これは、旧豊小の資料につきましては、学芸員さんにしっかり調べてもらって整理をさせていただいて、現在の旧豊郷小学校の方に保管されております。ちゃんと整理はされております。よろしく申し上げます。

佐々木議長 3番目の質問を許可します。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤議員。

西澤博一議員 地方創生の取り組みについてですけれども、安倍政権が最重要課題に掲げる地方創生の基本理念を定めた「まち・ひと・しごと創生法案」と活性化に取り組む自治体を国が一体的に支援する地域再生法改正案が可決されました。国は、今後5年間、総合戦略を策定することを規定し、都道府県や市、町、村が総合戦略の政策目標、施策を策定する努力義務を明記しました。

そこで、町長にお尋ねします。

1、総合戦略の設置について

2、本町の地方創生の取り組みについての基本的な考えの答弁を願います。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、地方創生でございますが、これにつきましては、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」の成立がされております。その後、昨年12月27日に、この総合戦略ということが閣議決定をされたところでございます。その戦略につきましては、本年に入りまして、国、県を通じまして説明があったものでございます。

ご質問にございます総合戦略の設置でございますが、創生総合戦略の策定に向けた調査なり研究を今後行うことが必要となりますことから、まずは、役場庁舎内に仮称ではありますが、豊郷町まち・ひと・しごと創生推進会議を設置いたしたいと考えているところでございます。

また、今後の取り組みの基本的な考え方でございますが、今言いました設置します、仮称の創生推進会議におきまして、27年度から31年度まで5年間におきます長期のビジョンの策定が必要となりますことから、この推進会議におきまして、平成27年度末を目標に、まち・ひと・しごと創生法第10条に

定められます総合戦略の策定に努めてまいりたいと考えております。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 それでは、何点かお尋ねしたいと思います。総合戦略に当たっては、今年の8月、10月ぐらいにはそこそこのめどを立てなければならないかなと思います。その中で、総合戦略の検討委員会というのか、推進委員というのか、その点についてどのような方法で、どのような形で公募をされるのか。従来どおりの各種団体で選ぶのか、また、行政の中で審議会を立てて行われるのか、まずその1点をお聞きしたいと思います。

そして今、課長からありましたように、県、国からの説明があったということでもあります。しかし、県は県、国は国です。豊郷町は豊郷町の、やはり地方の、豊郷町の地方再生というものを築かなければならないと思います。その中において、やはり総合戦略の中でもんでいかなければならないと思うので、やはり、うちうちの地方創生を、数値目標を1つか2つ上げてでもやらなければならないと思うので、その点についてはどうかということでございます。

それで、共通する点があると思うんです。滋賀県でも6つの町があります。共通する点は、やはり提携を結びながらお互いに進め合ってもろうてよろしいけど、各町によっていろんな事情等もあるので、その点についてはどのような考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、総合戦略につきましては、27年度中に作成と、地方版の総合戦略は27年度を目標にということは国、県の方から指導を受けております。今、西澤議員が言われたのが、8月、9月というお話でございますけども、これにつきましては、地方戦略と関係しまして、その中に地域住民生活等緊急支援のための交付金、これが創設されました。これにつきましては、国ですけども、26年度の補正、国では補正になっておりますので、都道府県、町においても26年度の補正予算化をするものでございます。これにつきましては、当然、26年度に実施ができませんので、全額27年度に繰り越しを行うと、これは説明等でそういうことを聞いております。その事業につきましては、一応9月ぐらいをめどに完了するような方向で調整をお願いしたいということだと思っております。

それと、総合戦略につきましては、2つの策定を考えなければなりません。まずは、人口ビジョンと申しますか、今後のビジョンの策定を行うということで、今言われていますのは、2040年、2050年には減少傾向になる。これは国の数値でございますが、それに向けて各町がどうなるのかということで、まずはこれまでの人口推計を分析する必要がございますので、それをつくった後に、地方版の総合戦略の策定ということになりますので、当然、1年ぐらいは日数的に要するのかなと考えております。

それと、会議につきましては、先ほど説明しましたように、庁舎内にまずは推進会議を設置したいと。その中でいろんな分析なり、研究をした中で、今後、本町が総合戦略でどのような内容に取り組むべきか、まずその辺を事務的には集約をしていきたいなと思っております。そして、最終的には、この総合戦略には最終的には住民さんなり、関係機関を入れた中で総合評価をなさいたいということもございます。それにつきましては、まず推進会議で諮った後、ある程度の計画の骨子ができました段階で名称は今どうするか考えておりませんが、当然、関係者の皆さん等に入っていた中で総合戦略の策定に取り組んでいきたいと考えております。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 今、私が質問した中での回答の中で、まず庁舎の中で事務的な骨格を、骨子をこしらえるということがまず1点ですね。その中で、総合的な戦略を町民さんとか各種団体等から意見を求めると。そうすると、年齢の幅があると思うんです。やはり、お年寄りから高校生ぐらいまではその中に戦略的な人員、メンバーを入れなければならないのかなと私自身は思います。

それと、もう1点は、内部で事務的な骨子をするということですので、各課の今までやっておられた各課の過去の施策とか効果を聞き取りながら実施を行い、また農業・福祉・観光などの各分野で総合戦略の施策の具体化を検討して骨子をつくられるのか、それについてお聞きしたいのと、やっぱりそういうことによって豊郷町の職員の資質が問われる企画立案があると思うんです。やはり、そういうことを立ち上げることに豊郷町の職員はよく勉強してよくやっとなんというのも1つの評価と、もうちょっとこういうことを考えなければあんの違うのかというふうに日本国ややはり滋賀県の中でもそういうことが評価をされる1つの場になるのではと思います。やっぱりそういうことも考えながら、各課におかれましても、今までやられた施策等について地方創生の中で、これは

効果はなかったけども、これはいいという部分もいろいろ検討していきながら、ぜひ検討していただき、戦略会議を事務的なことは今後骨子をつくっていただきたいと思います。

そんなことで、今の戦略的な庁舎で事務的なことをやる。あと募集、総合的な地域の方の年代層というのか、そういうのはどういうことを考えているのか。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 再々質問にお答え申し上げたいと思います。

いわゆる取り組みの組織的なことにつきましては、先ほど課長が申し上げましたように、まず庁舎内の創生推進会議を立ち上げた中で、当然、職員として汗と知恵を絞っていくということが大事かと思います。そういった中で、この総合戦略につきましては、大きく4つの基本目標がございます。1つには、雇用の問題、創生という部分がございますし、また、人の流れを都市でなしに、地方に進めていくというのが2つ目に上がっております。それから、3つ目については、いわゆる子育て等のそういった関係で、若い世代の夢をかなえていくというような部分がございます。そして、4つ目には地域の活性という部分がございます。そういった基本テーマに合わせた中で職員の創成会議で絞りました中で、町民の皆さん方、民間の皆さん方、どういった方を推進会議の委員にしていくかということは、その中で十分練っていきたいと思うわけでございます。

以上でございます。

佐々木議長 次の質問を許可します。

西澤博一議員 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 教育委員長にお尋ねします。2分の1成人式の実施をということで。

10歳の節目に行う2分の1成人式、これをきっかけに子供の未来を考え、親子の関係を見直すことで、新たな門出をしようと2分の1成人式に込められた思い、両親に夢、また、ありがとうを伝えるためにつくられました。そこで、本町も学校で行事や事業の一環として2分の1成人式を実施してはどうかと思いますが、答弁をお願いします。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 野村社会教育課長。

社会教育課長 西澤博一議員の2分の1成人式の実施についてのご質問について、私の方からお答えさせていただきます。

議員からご提案の2分の1成人式は、25年前ほどに小学4年生の国語の教科書に、自分の誕生からここまでの成長を振り返り、保護者に感謝しつつ、成人するまでの10年に向けて、意を新たにするといった趣旨で取り上げられたのがきっかけと聞いております。本町の両小学校においても、年度によって実施されたと聞いています。子供が家庭で保護者として向き合っ、自分が生まれたときの様子や今までの出来事について振り返って、普段はなかなか言えない感謝の気持ちを伝え合う、このことで家族のきずなが強まることは大切なことでもあります。将来への夢や希望、目標を親子で共有しながら、相互に協力、協同することは大変重要なことだと考えます。

しかしながら、子供たちが育ってきた家庭背景もさまざまあって、2分の1成人式を行事として行うことは困難な面もあることもご理解していただきたいと思ひます。これからも学校の授業の一環として子供たちの発達に応じて適切に取り組んでいきたいと考えています。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 今回、このような質問をさせていただいたのは、やはり、テレビ等で子供が親を刺したとか、親が子供をどうかしたとかいうようなのがテレビ報道であります。これは一部の方やと思ひますけど、親子の関係の絆を今一度、見つめ直し、学校の教科書では学べない1つの授業ではないかと私は思ひます。子供が生まれて10年という節目になったときに、やはり今まで育てていただいた感謝とか、また親も大きくなって、生まれて10年たって、小学校で3年か4年かになって、やってきたなという、そういう熱い思ひもあるわけです。そういうようなことを将来考えたときに、子供の気持ちを聞いたり、親の思ひを伝えたり、親子が意思を疎通する機会になると思ひます。それが1点です。

また、保護者・子供の個別の発表とか保護者のメッセージの手紙とかいうことが書いてあります。また、将来の夢や両親への感謝の気持ちなども書いているのを聞いたことがあります。そういうようなことを考えたときに、いま一度、子供の教育を考えたときに、1つの教科書でものを教えることではなしに、やはり子供の気持ち、親の気持ちが疎通するような授業の1つとして行えば、子供の意識改革、親の意識改革、また、教師の気持ちも変わってくるのではないかなど、そういうような考えを持って質問したわけです。それについてもう一度、答弁を願ひます。

教育長 議長。

佐々木議長 横井教育長。

教育長 西澤議員の再質問にお答えしたいと思います。

今ほど、課長が話しましたように、子供たちの家庭の状況あるいは背景を考えますと、本当に厳しいものがあるなど、このように思っています。虐待を受けて育った子供、あるいは祖父母に育てられている子供、父母の存在が見えにくいそういう子供などさまざまです。また、本町におきましても、ひとり親家庭の割合が結構高く、2分の1成人式を一斉にすることは、甚だ私自身は疑問を感じています。

学級の状況では、該当学年あるいはそれぞれの学級で、今ほど課長が言いましたように実施していますけれど、2分の1成人式というものを持たずとも、全教育課程のなかで命の誕生、生命の誕生、あるいは命の大切さ、感謝の心、そういうふうな道德価値の学習を進めています。25年前に教科書に載ったというような取り組みですけれど、全国の全ての学校がそのことを続けているということではないということからも、いろんな課題もあるのではないかなと思います。

本町は人権尊重の町です。一人ひとりを大切にしていきたいと、このように考えています。また、教育の不易と流行というような言葉があります。皆がしているからするということ、そういうようなことではなしに、子供たちの発達に合わせた豊郷の教育を推進していきたい、このように考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

佐々木議長 西澤議員、再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、ちょっとお聞きしたいですけど、これは一度、両小学校に聞いてもらえますか。できる、できんは別として。全国で確か900か1,000か今ちょっと数値は覚えていませんけど、そういうようなことをやっていると聞きました。また、今言われる母子家庭、父子家庭の方もいろいろ、今、教育長が言われた問題点もあろうと思います。できる、できんは別として、学校に一遍、聞いてください。甲良町は前やったこともあると聞いていますし、ほかのところもやっているように聞いています。一遍それで、学校の方にどうやと、議会からこんな質問が出たんですけども、学校としてどういうように考えているかということをお聞きしたいと思っています。答弁、お願いします。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 野村社会教育課長。

社会教育課長 豊小の方では、今週の月曜日に総合学習の発表というようなことでされたと聞いております。

教育長 議長。

佐々木議長 横井教育長。

教育長 先ほども課長の方から話がありましたけれど、学校で子供たちの様子、実態等、クラスの様子を見て実施をしているというようなことになっています。ただ、教育内容につきまして、こういうふうにやりなさいというようなことは、教育委員会ではなかなか言いにくいところがあります。そういうふうなものも使って、総合的な学習あるいは道徳の学習あるいは学級活動の中で取り組んでいくというようなことをご理解いただきたいと思います。

佐々木議長 次の質問を許可します。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 教育委員長にお尋ねします。学校給食費の一部の補助。豊郷町独自の子育て支援の1つとして、保護者の経済的負担を軽減するために、学校給食費の一部の補助を実施してはどうか。子供たちは私たちの未来の種子です。個人の事ではなく、将来を託す子供たちを育てていく必要があります。その意味で、学校給食の一部の助成は必要だと考えますが、教育委員長の答弁をお願いいたします。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

教育次長 西澤博一議員さんの学校給食費の一部補助の実施をとのご質問にお答えをします。

本町学校給食につきましては、現在、保護者の皆様にご負担を願っているところでございます。そういうことをございまして、現行の給食費への一部補助につきましては、現在のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議員 現在は考えていないということですね。子供は地域全体の宝ですわ。やっぱりそういう子供らが大きくなったときに、将来の豊郷町を担っていただく子供たちです。そういうことを鑑みたときには、家庭の状況もいろいろありますけども、やっぱり必要ではないかと思えます。平成25年の決算でも雑収入で

約2,000万円の学校給食費が支払われております、小学校で。それのたとえ2分の1でも減免というか、免除というかを行った場合、子供たちに、家庭に負担がかからないと思うんです。1子は減額をと、それから2子・3子については、3分の1とか3分の2とかそういう減免をしている町も聞いております。また、県外でもそういうことをやっているのも聞いております。そういうようなことを考えたときに、一般的によその人から聞くと、やっぱり自分が食べているものは自分が払うのではないのかというようなことも言われる方もおられる。それはよくわかります。やっぱり今後の将来のこと、また人口減少も今は踏まえての話ですけれども、これから子供たちを育てる中で、やっぱりそういうようなことは実施するべきではないかと思うんですけれども、その点について答弁を求めたいと思います。

もう1点。今度4月1日に学校給食のセンターがオープンしますよね。それについての保護者の見学等は考えておられるんですか。

もう1点は、戦前、戦後、学校給食は出てきたと。国が行ったと。私らも含めてですけども、今のお母さん方でも学校給食がどういう経過でこういうことになったかということが余り知られていないのかなと思うんです。やはり、学校給食が戦後の混乱のときに、当時は脱脂粉乳とかそういうものが子供たちに飲ませていたというようなことも本で読んだことがあるんですけども、そういうようなことがあって今現在の裕福な学校給食があるということは、やはり何らかの形で保護者に、こういう形でこういうようになりましたねということは説明というかお話をさせていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

議長、減免についての答えをお願いします。

教育次長

議長。

佐々木議長

角田教育次長。

教育次長

西澤博一議員の再質問にお答えをいたします。

家庭の状況、いろんなことがある中で、子供たちへの給食の減免なりをということでございますが、学校給食につきましては、学校給食法に基づいて、いわゆる施設、設備あるいは調理にかかわる人の経費というものを私どもで公的に負担をさせていただき、その他につきましては、保護者に負担をお願いをするということがございまして、現時点ではその負担としてお願いをしたいなというのが1点でございます。

それから、中学校の給食の関係で、見学会等がないかというお尋ねでございます。3月28日、土曜日だったと思うんですけども、午後に一般の見学ができるかということで、確認をもう一度しまして、お知らせができましたらと思

います。

それともう1点、学校給食の経過につきましても、私どもも戦争を知らないわけですが、こういうことで現在に至っているということがどこかで知らせられたらいいなと思います。

以上でございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 結構です。

佐々木議長 それでは、西澤博一君の一般質問が終わりましたので、暫時休憩をいたします。

昼食でございますので、1時15分まで暫時休憩といたします。

(午後0時15分 休憩)

(午後1時14分 再開)

佐々木議長 それでは、再開いたします。

北川和利議員の一般質問を許可いたします。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川君。

北川議員 それでは、昼1番ということで、私の一般質問をさせていただきます。

一般質問の前に、昨年、私が中学校の医療費の無料化に対し10月から18歳以下の医療費の無料化を実行されたことをまずもってお礼を申し上げます。

それでは、高齢社会に備えた町施策の検討について。昨年、日本創成会議が、2040年には896自治体が消滅の可能性とのレポートが発表されましたが、わが国は世界に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、超高齢社会の到来を見据えた対応が求められます。そこで、豊郷町においても高齢社会に備えた福祉施策をはじめとして、さまざまな施策の検討が必要と考えられるが、町長の考えはどうか、答弁を願います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 11番、北川議員さんの高齢社会に備えた町施策の検討についての一般質問にお答えいたします。

北川議員がおっしゃるとおり、日本は世界に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、平成19年には超高齢化社会になったと言われております。そして、5年後の平成32年には、高齢化率が29.1%、20年後の平成47年には、33.4%に達するという推計もされています。

豊郷町におきましても、高齢化の波は否定できず、今年度の高齢化率は24.5%、そして、平成32年には26.6%になると推計がされております。こうしたことから、高齢者福祉に関する施策をはじめ、いろいろな分野において高齢者施策の取り組みを進めていくことは、ますます重要であると私自身も考えております。豊郷町の現状が超高齢化社会にあることを踏まえ、これまでの事業内容の点検を進める中で、幾つかの事業については既に実施内容を変更して取り組みを進めているところでもあります。

例を幾つか申し上げますと、すまいるたうんばすの運行事業では、これまで1方向による町内循環運行と、主に生きがいデイ利用者の乗車利用というものでしたが、昨年10月の運行改定からは、生きがいデイの利用者を社会福祉協議会の自主送迎に切り替え、バス利活用の重点を交通手段を持たない方々の買い物と医療機関への移動支援に置いた運行内容に改定し、現在、その内容で実証実験を進めているところであります。

また、要援護者台帳登録の取り組みにおきましては、これまで登録対象の年齢は75歳以上でしたが、それを65歳からに引き下げ、高齢者の皆さんの安心・安全が一層確保できるようにと体制の整備に向けた取り組みに努めています。

そして、平成27年度からは、新たな取り組みとして、高齢者独居あるいは老々世帯への配食サービスに向けた取り組みを、また、高齢者等の権利を守る取り組みとして、1市4町での湖東地域権利擁護サポートセンター設置に向けても取り組みを進めていく予定をしております。

介護予防では、認知症予防に向けた教室の開催や相談受け付けなど、引き続き取り組みを推進していきたいと考えておりますし、健康づくりと人とのつながりの支援に向けて、町老人クラブの活動も応援していく予定をしております。

先ほども申しましたが、高齢者施策の取り組みを進めていくことは、今後ますます重要だと私自身も考えておりますので、豊郷町の皆さんが安心・安全で健康的に日々暮らせるよう今後もさまざまな取り組みに鋭意努力していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再質問ありませんか。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川君。

北川議員 それでは、再質問いたします。なるほど、いろんな形で行政がやっておられるということはよくわかっておりますが、私は高齢社会に備えた町施策の検討について、この中でもう1点、再質問で言っておきたいのは、今、高齢者の人

たちが入院をしたときに、どこの病院でも最高3カ月。また、3カ月たてば、すぐほかの病院に移らなきゃいけないという形の医療のシステムになっております。やはり、認知症の予防とかいろんな病気の予防対策は、うちの町はほかの町よりも進んでいると思いますが、私どもこの豊郷町には、総合病院という病院があります。そんな中で、いろんな助成もしてあり、そしてまた、協力もうちの町を挙げて病院に対してもしております。そんな中で、強制的には確かにできないと思いますが、何かいい方法で3カ月のところが、せめて5カ月でも入院できるとか、そういう形のものでとれないものかと思ひまして、再度、町長にお伺いします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 再質問にお答えいたします。

質問内容と若干異なりますので、私自身余り熟知しておりません。しかしながら、町としてそのようなことができるのかできないのか、若干、研究もさせていただきたい、こういう思いですので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

佐々木議長 再々質問ありませんか。

北川議員 いや、結構です。

佐々木議長 2番目の質問を許可します。

北川議員 それでは、改良住宅の譲渡の現状ということで質問したいと思いましたが、これは全協で説明を全部聞いておりますので、この件については省きたいと思ひますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

佐々木議長 3番目ですね。

北川議員 3番目に移ります。3番目の質問をさせていただきます。

まもなく、現職の町長の2期目が終わります。3期目に向けて、何を目的に、またこの豊郷町をどのような道づけをしていくのか、また、施策はどういうふうに考えているのか、町長、答弁を願ひます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 11番、北川議員さんの3期目の施策はということで、一般質問にお答えいたします。

平成27年度の予算は、もう来年度になっておりまして、その内容等も含めました中での答弁とさせていただきます。先ほどの本会議の冒頭に重点施策の概要を申し上げましたように、福祉医療関係施策では、高校卒業世代までの医

療費無料化制度、小児科医師確保の充実と支援事業の継続、並びに教育振興では、町単による町立学校臨時講師設置事業、そして、今年度から小学校1年生からの外国語活動推進事業などの継続事業の充実と豊郷町立武道館改修事業の実施、産業観光振興では、環境こだわり農産物支援事業、また、商工会の街路灯整備事業など、また、生活関連施設の安全・安心対策では、地域防災施設整備助成事業、簡易水道配管敷設がえ整備事業や町道及び集落内の道路整備管理事業などの充実を思っております。また、改良住宅譲渡推進事業や公営住宅の社会資本総合推進事業への取り組みをはじめ、27年度から開始します、中学校給食をはじめ、社会保障・税番号制度、子ども・子育て新制度や今日の重要課題であります、人口減少問題に係ります「まち・ひと・しごと総合戦略」に適切に対応した施策に取り組んでまいり所存であります。町民皆様方が安心・安全な生活のもと、笑顔と元気で未来に輝く豊郷町の実現を目指した施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

北川議員 いいです。

佐々木議長 それでは、西澤清正君の一般質問を許可いたします。

西澤清正議員 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤清正議員 まず、発言通知書の不備があったことをこの場をお借りしまして、お詫び申し上げます。それでは、町長に地方創生における地域振興券実施ということで、それと発言書の1、2、3、4番は削除させていただきますので、どうぞよろしく願いします。

一昨年12月議会、昨年6月議会でも、地域振興券、地域通貨で質問しました。地域振興券については、商工会が望まれるなら実施してもよいとのことであったと記憶をしております。そこで、今回、地方創生における地方振興券の実施は全ての者が享受できる制度で、なおかつ波及効果の高い制度を構築する必要があります。以前、国の施策で行われた制度と同様のやり方で地域振興券の発行を実施することで、例えば1世帯ごとに1万円の地域振興券を配付すれば、2,800万円ほどになり、5,000円では1,400万円ほどになります。国の交付金で対応することが可能だと考えております。また、何より所得の高い、低いということも関係なく、満遍なく実施することができます。今、行政がみずから知恵を出し、汗をかき、事業を実施することを求められていると感じますが、答弁を願います。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 西澤議員のご質問にお答えをいたします。

今回、国が経済対策として「まち・ひと・しごと創生」関連で創設しました地域住民生活等緊急支援交付金制度により、地域における消費喚起としてプレミアムつき商品券の発行事業が示されております。今般の交付金におきまして、本町としましても、プレミアムつき商品券の発行事業の実施を検討しておりますが、この制度概要としましては、個人や世帯に定額を交付する地域振興券ではなく、平成21年度に商工会に委託いたしまして実施しました、一定の割合でお得感を出したプレミアムつき商品券の「とよさとお買い物券」の形式となります。

当事業につきましては、早急に制度内容を検討し、できる限り早期の実施をすることで、町内住民の皆様の消費喚起及び町内商工業者による地域経済の振興に最大限効果が出るようにしてまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤清正議員 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤清正議員 今ほどというか、私もちょっと質問の時は勘違いしとった点があるのでご了承いただきたいと思います。今、副町長から言われましたが、特に何か今まで商工会がしていたので残が残ったというようなこともありますし、できる限り地域の地産地消及び地域が循環するような、経済効果が地域で使うと今、3倍程度になるということでもありますので、ぜひその点もいろいろな検討会議でもご留意いただきまして、ぜひ町民のためになるようなプレミアム券をひとつ発行していただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 先ほど申し上げましたように、平成21年度におきましても、このプレミアムつき商品券を発行いたしましたわけですが、そのときはプレミアム券として約6,000枚のプレミアム券で、売り上げ効果としては約5,000万円近く、率にしますと、83%ほどの効果があったように記憶をしているわけですが。

そういった中で、今回実施するに当たりましても、いわゆる時期とかあるい

は期間、できるだけ早くということもあるわけですが、あるいは普及の方法、発売の方法等、工夫をいたしまして、当然ながら行政だけではなく、どの市町村におきましても商工会とか商店街等が地元消費の拡大の意気込み、そういったことをもとに主体となっていていただきまして、行政との連携によりまして努力することが大事でございますので、ひとつそこら辺も踏まえて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西澤清正議員 結構です。

佐々木議長 それじゃ、次の質問を許可いたします。

西澤清正議員 それでは、町長に。豊郷町誌の発行についてということで。先日、豊郷小学校のフィルムが復元されました。このことは貴重な資料が見つかったことは、今後の研究の貴重な資料になると思います。現在、豊郷町の歴史を知る資料は豊郷村史しかないと聞いております。数年前には、犬上郡誌がほかのところから発刊されましたが、当町は豊郷町誌の発行をすべきだと考えますが、町長、答弁をよろしくお願いします。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 西澤議員の豊郷町誌の発刊についてのご質問にお答えをいたします。

議員のご質問にありますように、当町では昭和38年に豊郷村史として村史編集委員会のもとに発刊されて以来、今日に至るまで発刊されてきませんでした。言うまでもなく、町誌は私たちが住んでいる町の歩みと歴史資料として貴重なものだと認識をしております。町誌の発刊につきましては、特に旧日枝村に関係します事項は愛知郡史しかないように聞き及んでいるところでございます。そういったことから、参考になる資料は大変困難を来すことが予想されます。

また、発刊につきましては、編さん委員の人選とかあるいは資料収集等から長期間の日数や経費が必要と考えられます。そのような中、発刊に向けまして平成27年度の地方創生に掲げます地方版総合戦略、その中での実施事業となるように研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤清正議員 議長。

佐々木議長 はい。

西澤清正議員　　今、なかなか郡が違ったということで、大変だと思いますが、今、私どもでいきますと雨降野にとりましては、長年おられた方が研究されて、そういう方も今現在おられますが、またお年寄りですので、いつ何時というようなことがあります、そのようなこともいろいろな先輩の事情聴取だけでも聞いていただき、そういう検討をしていただきたいと思います、どうでしょうか。

副町長　　議長。

佐々木議長　　村西副町長。

副町長　　先ほども申し上げましたように、町誌の編さんということは大変いろんな資料収集等も難しい点もございます。そういった中で、当然ながら資料の収集もしっかりでございますが、調査なり、あるいは今おられる方からの聞き取りというようなことも必要かと思えます。あわせて執筆作業とかいろんな形でございますし、先ほど申し上げましたように、長期間、通常で短いものでも3年から5年はかかるということでございますので、そういった期間的なこともやはりまた早急に立ち上げもしなければならぬということでございますので、先ほど申し上げました総合戦略の実施事業という形の中での位置づけができるようにも努力をしてまいりたいと考えておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思えます。

佐々木議長　　再々質問ありますか。

西澤清正議員　　結構です。

佐々木議長　　それでは、西村雄三君の一般質問を許可いたします。

西村議員　　議長。

佐々木議長　　西村君。

西村議員　　それでは、私の方から質問させていただきます。

平成27年度予算編成に当たっての行政の取り組みということでございます。いよいよ平成26年度末になり、平成27年度の新年度入りが間近に迫ってまいりました。世の中の動きも大変慌ただしくなり、大きく変化の兆しが見えてきました。大きな変化とは、農協改革であり、TPP参加も間近に迫っていますし、また、医療、介護等、福祉関係の見直しもあり、日本国の将来も大きく変化すると予感いたします。

その中で、当町の来年度の予算を議会に提出されたのですが、何がポイントで何が目玉政策なのか、具体的に説明をお願いしとうございます。よろしくお願ひします。

伊藤町長　　議長。

佐々木議長　　町長。

伊藤町長 それでは、6番、西村議員さんの、平成27年度予算編成に当たっての行政の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

冒頭での議案説明並びに、先ほど北川議員の一般質問にも答弁させていただきましたが、福祉医療関係施策、教育振興、産業観光振興、生活関連施策の安全・安心対策の各施策の継続と充実を図るとともに、改良住宅譲渡推進事業や公営住宅の社会資本総合推進事業の取り組みと27年度から開始します中学校給食をはじめ、社会保障・税番号制度、子ども・子育て新制度や人口減少問題に係ります「まち・ひと・しごと総合戦略」に対応した施策に取り組んでまいるところでございます。特に、これからの人口減少問題に係ります施策が最も重要と考えますことから、福祉医療関連施策と教育振興施策の充実に取り組んでまいりたいと考えおりますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

西村議員 はい。

佐々木議長 西村君。

西村議員 今、町長の答弁から大体のことを聞き、また、我々の方にも当初予算の主要施策の概要という形でいただいておりますので、私も読ませていただきまして、大体のことはわかっておるんですが、ただ、メニューとしては大変ようけあります。福祉あるいは、今の人口減少の問題やとか改良住宅などもいろいろと施策としてはあるわけなんですけど、何かもう1つポイントを絞って、やはりこういう点は当町については絶対今年度こうするんだぞという、ひとつの意気込みのある施策は何なのかをちょっと聞かせていただけますか。大きな町の大望というのか、基本政策というのか、要綱というのは「ともによろこび、さらなるとよさと」というような大きな命題があるわけでございますけども、これはあくまでも命題でございまして、具体的な内容ではないわけでございます。その中での質問でございますので、ひとつよろしく。その辺で再度、質問にお答え願えたらと思いますので、よろしく願います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えいたしたいと思っております。

行政というのは、やはり各般にわたっての施策がございまして。どれに特化してやるものでも、私はないと思っております。そういった中で、限られた財源の中でしっかりと今日までの行政施策も継続を訴えつつ、そして、その中でやはりめり張りをつけてやっていくというのが、これが私の使命だと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西村議員 はい。

佐々木議長 西村君。

西村議員 確かにおっしゃることはよくわかります。どの部門も片手落ちなことをしたら、町民さんから不満も出る、これは当然のことです。ということからいうてオールラウンドでやるんかというような話、特に福祉関係の方に重点を置いておられると思いますが、当然その辺のことももう少し、どう言うたらいいんですか、税収の上がる施策も必要ではないかなと、そういう行政も必要ではないかなと思いますので、その辺ひとつまたよろしくご検討のほどをお願いして、再々質問いたしません、ひとつよろしくお願ひします。

次の質問に移らせていただきます。

佐々木議長 2番目の質問、どうぞ。答弁は要らないですね。

西村議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。地域活性化に財政配分の重点化をぜひということでございます。

政府では、地方創生というキャッチフレーズのもと、いろいろと地方の自立性と独自性を求めて、何とか地方の活性化を図りたいという思いを出してきています。私も当案は大いに賛成です。大都市と地方の格差が広がっている今、少しでも格差を縮めることは大変重要だと思いますし、また、地方も特色を大いに出してPRするのも、大変有意義だと思います。地域振興では、地産地消のさらなる推奨、オリジナル商品の開発、また、観光では当地の文化遺産のPRの拡充と、すべきことが大変多くあります。それゆえに、従来どおり予算配分ではなく、重点配分して、当町の活性化を推奨すべきと思いますが、行政の対応はいかがでございますか。よろしくお願ひします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 それでは、西澤議員さんの地域活性化に財政配分の重点化をぜひのご質問にお答えいたします。

平成26年11月に可決、成立しました、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成26年12月27日の閣議決定により、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。これにより、平成27年度から平成31年度までの5カ年の本町の地方版総合戦略及び地方人口ビジョンを策定することになります。また、「まち・ひと・しごと創生」関連としまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金がございます。この事業は、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を対象とした地域消費喚起・生活支援型事業とし

ごとづくりなど、地方が直面する構造的な課題に関する事業が対象となります。地方創生先行型事業の2種類からなる事業でございます。平成27年2月12日に、この地域住民生活等緊急支援のための交付金として、国より総交付限度額が示されており、平成26年補正予算で対応し、全額繰り越すことが必須条件となっております。そのために、財政措置といたしまして、本年度中に補正予算の上程を考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

西村議員 はい。

佐々木議長 西村君。

西村議員 今、ご説明いただきまして、大体のことはわかったんですが、私はこの地域活性化に伴う財政配分の重点化をぜひということで質問させていただいたわけですが、これは1つの質問というよりも提案でございますけども、こういう事業こそ定住自立圏構想で大いにやるべきではないかなと。みんなで1市4町が固まってやるべきではないかなと私は思います。

特に、豊郷みたいに湖東地域というのは、非常に限られた中での面積でございます。やっぱり1市4町でまとまってやれば、予算的にも大きな予算でやれますし、また、地域の交流もどんどん図って活性化されると思いますので、定住自立圏構想の中でも、この地域活性化のことも地方創生のそういう施策を考えるべきだと思いますが、ひとつその辺についてどのようにお考えですか。それだけちょっとお願いします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えいたします。

やはり、この地方創生というのはそれぞれの地域が特色を生かした独自性を出して、そして、この難局に立ち向かうというのが1つのものであると思います。議員がおっしゃるように、1市4町で連携する面は連携しながら、やはり豊郷町は豊郷町でどういうメニューを出して人口減少社会や、先ほど議員がおっしゃった、いかにして税収を上げるやらいろんな面でそれぞれが知恵を出してやっていく、それが妥当だと思っておりますので、いろいろな角度から検討しながら、また今後はいろいろな各方面の皆さん方の知恵を出してもらいながら進めていくものだと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西村議員 はい。

佐々木議長 西村君。

西村議員 地方の特色を出すということで、今の定住自立圏から離れて、ちょっと豊郷は豊郷の特色を出すんだということは、大いにこれは結構なことなのですが、しかし、やはり隣の市町ももう皆、関連しておるわけでございます。そういう意味から、全て100%を定住自立圏で云々ということは私は申しませんが、やはりそういう方面に重点を置いて、少しでも町民の皆様方にその恩恵を大に、受けられるようにしていただきたいなという思いでございますので、ひとつその辺を今後加味していただきたいなというように思います。再質問になりますけども、よろしくお願ひします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 やはり、この地方版の総合戦略というのは、それぞれが一緒にやりましようとなりますと、金太郎あめみたいなようになります。それぞれの置かれている状況は違う中で、いかにその地域のよさをみつけて、それを磨き、発信していくものだと思っておりますので、その点だけご理解いただいて、あと、連携するところはしっかり連携していかなければならない、こういう思いですので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

佐々木議長 今村恵美子さんの一般質問を許可いたします。

今村議員 10番。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 それでは、一般質問させていただきます。子供と若者が輝くまちづくりへという内容で。近年、豊郷町は新興住宅地の増加や県下一の医療費無料化の実施など、子育て世代にとって住みやすい自治体になってきています。今、わが国は人口減少社会となり、貧富の格差が広がり、労働者のうち2,000万人が年収200万円以下の、いわゆるワーキングプアとなっています。そして、子供の貧困率も年々高くなってきています。親の貧困が子供たちに引き継がれる貧困の連鎖を断ち切り、子供や若者が未来の日本や豊郷町を担っていくことを、町政として応援することが今の時代だからこそ求められています。

そこで、昨年、日本共産党の豊郷町支部が提出いたしました、2015年度予算編成に当たっての要望書の中から下記の項目についての町の見解を伺います。

1、子育て支援施策の充実で、保育料を第2子から無料にすること。次に、小中学校の給食費を無料にすること、学童保育専用施設をつくること。

2、若者対策の充実で、結婚祝い金制度、祝い金や記念品を創設する。また、成人祝い金制度、祝い金や記念品を創設する。

この2つの点について町の見解をまず伺います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 10番、今村議員さんの子供と若者が輝くまちづくりへの質問にお答えいたします。

まずはじめに、子育て支援施策の充実の質問ですが、保育園の第2子から保育料を無料にすることは、現状では考えておりません。そしてまた、学童保育専用施設をつくることにつきましても、現在のところは現状どおりの施設利用を考えております。小中学校の給食費を無料にすることについても、保護者の皆様へご負担をお願いいたしたく、小中学校とも無料にすることは考えておりません。

次に、若者対策の充実の質問ですが、結婚祝い金制度及び成人祝い金制度の創設については考えておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

佐々木議長 再質問。

今村議員 はい。

佐々木議長 どうぞ。

今村議員 これは、新年度2015年度予算編成に当たっての要望書というのを昨年秋に、住民アンケートをしまして、その中で上がってきた中で日本共産党の豊郷支部として要望したものですけれども、この子育て支援施策の充実ということで、1点目の保育料の第2子からの無料化。町としては、半額にするとかそういった減免はあるんですけれども、今回こういうことを提案させていただいていますのは、やはりわが国は今、深刻な人口減少社会という形になっている一番の原因は、やはり出生率が低いという問題があると思うんですね。この出生率が低い、今1.4ぐらいですか。子供を産まない、結婚できない、結婚しても子供を産まない、こういったことの改善がなければ、人口がますます減り続けていくという中で、国も遅ればせながら、今回、子ども・子育て支援システムなど、そういったことをやってきているんですが、やはり、保育園というのは、母親が働く、こういった就労が一番のメインでやっていることなんですけれども、こういったところでも女性の社会進出に対して町としても女性が就労と子育てを両立できるシステムに、町が支援していくということは非常に重要だと思いますが、そういったことで、無料化というのも1つの少子化対策にな

と思っています。やらないということは、一番の原因は何なのか。財源問題で考えると、当町は13億円の財政調整基金を積み立てています。こういった一般財源として自由に使えるお金がある。他の自治体から比べたら非常にうらやましい自治体なんです。だから、そういったことも、こういうソフト事業に引き当てていくのは財源的には可能なんです、それでもあえてやらないということは、どういう趣旨なのか説明していただきたい。

それから、小中学校の給食費を無料にすること。これにつきましては、やはり今、国は食育基本法で、第1条の目的に「近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊急の課題だ」と。そういった中で、2条では、「国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成」ということで、「食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行なわなければならない」と書かれているんですが、やはり小中学校というのは、人生の中で食べるものについても、身についてくる時期だと思うんです。そういった時期に町としてやっぱり安心・安全な、そして、栄養価のばらつきのない、こういったことを食育としてぜひ取り組んでいただきたいと考えております。全国の自治体では、こういったことを地産地消も含めて無料化にしている自治体もあるんです。豊郷町で新年度予算の小中学校の給食費はあわせて3,400万円ぐらいですけど、こういったことも広く将来への投資という形で、健康な人生を子供のうちから培っていく、そういったことも含めて、町として取り組むことは、私は非常に有効ではないかと思いますが、こういったことに対して、町はどう考えているのか。

それから、学童保育の専用施設は、今回、子ども・子育て支援システムで、子ども・子育て支援計画というのを町が策定することになっておりますが、国の省令第9条、設備基準、学童保育の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画、こういった意味に、学童保育もやはり子供たちにとってそういった環境整備が必要だという形で出来てきていますが、以前も申し上げましたが、現状では豊郷は両小学校のランチルームを間借りした形で、そういった状況での学童保育では、本当の意味の学童保育の中身として、設備として不備があるのではないかとということを申し上げておりますが、新年度予算におきましても、この専用施設の設置検討という予算は何もなかったのですけれども、あのランチルームで事は十分足りていると町長はお考えなのか、その点について町長の見解をお聞きしたいと思います。

それから、若者対策、これはほかでもそんなところは余りないので、町としての1つの若者支援施策として、出産祝い金、こういった制度も私は貴重な制度だと思うんです、子育て世帯に対しては。豊郷で結婚してくれる若者が増えるということが、やはりその人たちが豊郷で住んで働く。先ほど、町長が高齢者率24%ということは、65歳以上の方がもう4人に1人はいるわけじゃないですか。やっぱり若者が増えるということが、やっぱり町の活性化につながりますし、また税収の増額にもつながります。そういうことも含めて、町長はこの問題で考えていないということは、若者対策は今の豊郷の若者対策で町長は何が一番若者対策として取り組んでいると自負されているのか説明をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 10番、今村議員さんの再質問にお答えいたします。

出生率の件については、これは国、県、そしてそれぞれの自治体が真剣に考えていかなければならない。そしてまた、県においては数値目標を立ててやっていくものだと思っております。そういったことで、今後、「まち・ひと・しごと総合戦略」の中でしっかり捉まえていかなければならない、このように思っております。職員も議員がおっしゃったとおりであります。

学童保育につきましては、やはり今、現状としては現状の施設がやむを得ない、こういう思いでもあります。

若者対策について、しっかりと今後はやっていかなければならない。ただ、結婚祝い金、そしてまた、成人祝い、こういうのが最適であるかないか、そこらは十分考えていかなければならないと思います。そして、やはり財源は有限であります。それとともに、一度こういうような施策をすると、継続してやっていかなければならない。それには、十分、今後を見据えた中で、議員が次の質問でおっしゃっておりますように、国保税の1万円下げとか、水道料をもつ下げよとか、あらゆることで下げよ、下げよ、無料にせえということが、今後、豊郷にできるかできんか。やはり、甘い言葉は誰でも言いやすいですけど、そこらはしっかり財源を知り、そして、豊郷の将来を見据えた中であらゆる角度から検討していかなければならない、このように思っておりますので、それだけご理解いただきたいと思えます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村議員。

今村議員 町長の今の答弁は、こういった財源の問題で全てやらないと。継続性が必要なものだからと。私は、若者対策で町長が豊郷でこれは私の若者対策ですというのは何ですかというのも答えがなかったんですけど、聞いても答える気がなかったのかもしれませんがあれですけども、要はこの財源問題ですよ。町長は財源は有限である、継続的にやっていくためには、それなりの計画的、それから継続できるそういった裏打ちがなかったらできないというお話を今おっしゃっておられましたが、私は豊郷町の一般会計の財政問題は、これまでもいろんなことを申し上げていますが、財政調整基金が13億円を超えるというのは、ほかの基金を集めて二十七、八億円あるわけですけど、特別目的基金も合わせて。これって、県下の自治体の中で、その一般会計財政規模に比較して、それだけの自由財源を持っている自治体ってうちだけなんですけど、これは裏を返せば、それが単年度のときに住民サービスを削って、この分はたまってきたとも言えるわけです、はっきり言うと。だから、この財源を今、必要とする税金の使い道として、豊郷の実情に合わせて、どのように将来を展望して、継続的にできる事業にそれを支出していくかということが今、豊郷町では問われていると思うんです。

町長は、新年度予算、本格予算を上げましたよね。町長選は4月ですけど、この中で今日の本会議でも言っていたけど、高校卒業までの医療費無料化なんか、ちょっと目玉みたいにおっしゃっていましたが、子育て世帯にとって医療費無料化は大変ありがたいことですが、それだけが子育て世帯の要求ではないんですよ。ですから、今の豊郷町でできる財源を充てながら、それを特別目的基金化して、保健福祉基金も医療費無料化もつくりましたよね。同じように目的基金化してでも活用しようと思えば、うちの場合はそういう財源はあるんです。ですから、こういったことを本当に町執行部で知恵を出し合えば、私が申し上げた施策というのは、十分に実現可能な施策として申し上げているところです。ですから、この点で町長は豊郷の実態として、世帯的には今、フランスの学者の資本主義の問題がよく出てきますけど、格差はどんどん広がって、富裕層はどんどんもっと富裕層になって、中間層はどんどん貧困層になっていくみたいなあれって、今、豊郷なんかは本当に中間層がどんどん貧困層になってきている実態があるじゃないですか。そういった中で、こういう子供たちというのは、憲法には26条で、義務教育費は無償とするとあるんですよ。だから、そこには小中学校の子供たちに対して、国または地方自治体でいろんな施策をすることはしなさいよということになっていくわけですから、私は税金の使い道として、今、少子化の問題、それも特に今、子育てがしにくい時代

になって、子供が産めないような、全国的にそういう状況がありますけれども、私たちの住んでいる豊郷は、小さな町。小さな町の利点でこういった施策はできる自治体だと私は思っているんです。小さくても輝く自治体フォーラムでの、出生率の変遷を見ている、そういうところはいろんな施策をするので、出生率はどんどん上がってきています。だから、豊郷もそれが十分に可能だということで提案をしておりますが、こういった学童の問題に関しても、いたし方ないという発想でしか考えられないというのが、非常に残念なんですけれども、それは町長としては今のこういった学童保育専用室などについては、展望は全くないわけですか。今のランチルームだけしか必要性はないのだと、それでもうやっていくことで、豊郷の子育て支援は十分だという形で思っておられるのか。

今、私は豊郷でできる事業として提案させてもらいましたが、豊郷の財源裏打ち含めて提案させていただいておりますが、そういったことを含めて再度、町長の所見を伺います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再々質問にお答えいたします。

住民サービスを削ってため込んだというような、今村議員はそういう形で考えておられるか知りませんが、同じような自治体規模の中で、豊郷町は私は正職員が10名強少ない、その中で7年、8年頑張ってきた職員の賜物で、財調はたまってきた、そういう思いを持っておりますので、できたら認識を変えていただきたい、こういう思いでもあります。

学童保育の場所については、今、現状としてはそういうことを言いました。それと、安全面等も勘案していかなければならない。そういった中で、今、学校の施設の中で学童をするのが一番最適であるというようなことを言っておられる新聞記事もあります。そういった中で、議員のおっしゃる共産党さんの要望もいただきました。共産党さんは共産党さんの要望であり、それぞれ一人ひとりの議員さんの思いもあります。そういった中で、いかにバランスよく行政運営をやっていくのが、町の責務だと思いますし、また、私は私の思いで教育、福祉、そして、子育て支援をやってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

佐々木議長 2つ目の質問を許可いたします。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村議員。

今村議員 続きます。国保世帯の生活と健康を守るためにというテーマで質問いたします。

国保滞納世帯は、不況や低賃金、低年金、失業、病気等で国保税を払いたくても払えない状況が全国のどこの自治体でも見られます。豊郷町の場合、低所得世帯が世帯総数の半分を占めており、貧困と背中合わせの実態があります。まず、行政は法律にのっとって仕事をしなければなりません。

そこで、今年度、平成26年度直近での国保税滞納世帯数と国保世帯に対する滞納世帯率、そして、差し押さえ延べ件数、差し押さえ延べ金額の説明と今年度中に実施した滞納処分の停止件数を明らかにしてください。

次に、国民健康保険税の引き下げを求めます。具体的には、所得割、資産割、均等割、平等割の医療分、後期高齢者支援分、介護分の引き下げを一般会計からの繰り入れもしながら、平均1人1万円の保険料引き下げを求めますが、町の見解を伺います。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 10番、今村議員のご質問にお答えいたします。一般質問の中では、直近25と書いていましたので、25年度においての国民健康保険税の滞納世帯数と、それから国保世帯に対する滞納世帯率、また差し押さえの延べ件数、差し押さえ金額、滞納処分の執行停止件数等についてのご質問にお答えいたします。

平成26年3月末においての国保税滞納件数といたしましては、137世帯。これは、いわゆる平成25年度現年度滞納件数となります。滞納世帯率といたしましては、11.8%となります。また、差し押さえ件数といたしましては、平成25年度においては、39件のうち、税への充当分、いわゆる換価分ですけれども、25件、239万5,911円であります。換価されました差し押さえの内訳を申し上げますと、預貯金が16件、所得税還付金が3件、給与が1件、生命保険が2件、その他が3件でございます。

次に、滞納処分執行停止件数ですが、平成25年度におきましては、8件でございます。

次に、国保料引き下げを求めることについてお答えいたします。議員ご承知のとおり、国保税の算定につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で算定されております。国保に加入されている被保険者数による会計規模や国保事業に係る医療費等により各町の実情に合った税率等が定められているところでございます。本町におきましては、滋賀県下では低い率の設定となっているところでもあり、基準所得も低く、2割、5割、7割の軽減世帯が半数

以上占めている状況でもあり、また昨年の法改正により、さらに軽減の拡充も行われているところでもあります。したがって、現在のところ、1人平均1万円の保険税の引き下げにつきましては考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 再質問を許可します。

今村議員 平成25年度の滞納世帯数が137、これは現年・過年度含めてですか。

税務課長 いえ、現年度分です。

今村議員 現年度分。過年度分は。これは、現年度分だけなんですか。私が聞いたかったのは、だから、現年、過年も全部含めて滞納世帯数は幾らですかというのを聞いたかったんです。もうちょっとあるわけですね。それよりも、多いということですね。延べ差し押さえ件数25件、この差し押さえ件数の中で、今、いろんな裁判もあるので、いろんな本も読むんですけども、差し押さえ禁止物件、国の方からもこういった差し押さえは、どういふのを差し押さえができないかという通知は出しているということがあって、厚労省は昨年11月6日の参議院厚生労働委員会で、これはわが党の小池議員の質問の中で、「公的な手当等の受給権は、差し押さえができない。また、生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、滞納処分の執行停止をする仕組みがある」と、そのように局長が答弁をされておるんですけども、十分に返済能力があつて悪質な滞納に関しては、差し押さえというのは一定当たり前かなと思うんですけども、担当課において、やはりその生活実態というのは当然、調査はされていると思うんですけども、これは平成25年度でしたけれども、平成23年度の県下の差し押さえ、滞納した、滞納世帯比率というのが、県平均の倍ぐらいあったんですよ。だから、豊郷ではどういふ状況で、差し押さえをこндаけしているのかなというのが非常に疑問なんですけれども、豊郷ではそれだけ払えるのに払わないという実態が高いんでしょうか。私は、滞納世帯の中で明らかに悪質で、払えるのに払えないというふうに、平成25年、137件とありますが、この中で町としてカウントしているのは何件なんんでしょうか。それをちょっとお聞きしたい。

それから、次に、この引き下げの問題なんですけど、県の国民健康保険事業でいろんな指標が出ていますよね。あれを見ると、やはり豊郷は県下19市町の中で、国保世帯の平均所得が一番低いんです、19市町の中で。多いところ

と倍ほど違いますよね。1人頭の所得の関係でいくとね。だから、そういった中で、うちの所得割、資産割、均等割、平等割の中で、医療分、介護分、支援分の比率がずっとあるんですけども、先ほど確かに安倍政権は今年度から5割、2割軽減世帯の幅を広げましたよね。その部分は国から調整交付金でお金が入ってくるから、その幅は広がったんやけど、対象幅がね。でも、豊郷の国保世帯の生活実態は、やはり厳しい世帯が多いんじゃないかと思うんです。

そういった中で、私はこの軽減措置というのは、応益割のところにはしかかかっていないんですよ。応能割のところはそれぞれの所得、課税基準とかいろんなので決まっていますが、豊郷町では、こういった中で少なくとも応能、応益で減らしていくことはできると思うんですけども、町長がそんな何でも減らすのは、言うのは簡単やけど、実施は難しいというお話ですが、豊郷町には今現在、この豊郷の国保会計の運用基金というのが、今、26年補正も出ていますが、3,000万円ぐらいはあるわけじゃないですか。そういった中で、今、国保加入者、豊郷で3,000人ぐらいいるのかな。私は、そういったお金も一定利用しながら、引き下げはできないことはないと考えているんですけども、このことに対してはどんなふうに担当では考えておられるのか、1回その意見は聞いてみたいなと思っていますので、それについての見解をお願いいたします。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 10番、今村議員の再質問にお答えいたします。

たくさんご質問いただいたので、ちょっと順番がわからないんですけど、まずは、137件ということは、現年度分であるということで、過年度分の数値ということのお尋ねやったと思うんですけども、それにつきましては、この3月末におきましては、205件でございました。ただ、滞納世帯率という形で計算されるとなると、205件のうち、例えば古い国民健康保険者がございまして、もう既に転出されている方がおられますから、あえて現年度分の数値を申し上げました。

それから、差し押さえ禁止財産ということですけども、本町におきまして、差し押さえの件数の中で差し押さえ禁止財産に当たるものとはということでご質問やったと思うんですけども、本町におきましては、差し押さえ禁止財産については差し押さえを執行しておりません。

それから、あと生活実態にということのお話だと思うんですけども、当然、私、町税吏員としては督促を送り、それから催告状を送った後で、そういうの

を払えないということでご連絡があった方については、納付のご相談を行っているところでございます。

それから、137件のうちの悪質なことですね。うちも文書を送るんですけども、137件のうち、誰か悪質で、悪質でないのかというのはわかりません。その中では、当然、預金調査、それから給与調査、いろいろな調査を行います。その中で、通常の聞いている金額より大幅な入金があったりとか、例えば毎月、給料で30万円入ったりとかいう場合については、当然、差し押さえ禁止財産を除く金額については、連絡ない方については差し押さえをさせていただいています。ただ、137件のうちの何割の方が悪質だというのはちょっとわかりかねます。

それから、均等、平等割、応能、応益の話ですけども、これについては、現行法上は応能と応益は50、50ということで定められておりますので、それを崩すとなりますと、ほかの所得割分等に影響があるものと思います。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 滞納世帯が悪質かどうかという問題に関しては、国は悪質滞納者に対しては資格証明書を発行できるということでは、さっきも申し上げましたけど、いろんな事情で生活が逼迫して払えないと、そういった著しく逼迫させるおそれがある場合には、滞納処分の停止もやるべきだということで、著しく逼迫する状態というのは、現にその自治体の業務をしている人が一番それを調査する権限も、先ほどいろんな銀行やいろんな機関も全部調査できるわけじゃないですか。だから、そういうのを全部知っているのが、現担当課なんですけど、その生活実態をきっちり把握しないで差し押さえ、そういう機械的にやっているところがあるから、それは問題ですよということを国も言うてるわけですよ。私が今、心配しているのは、豊郷の差し押さえ件数が県下でも平均値よりも倍ほど高いというのは、やっぱりそういう機械的な部分が出ているんじゃないかという心配をしているんです。

先ほど、滞納処分の執行停止が25年度で8件、これは他の自治体では、生活保護にかかるような人がかかってしまうと、執行停止になるんですけど、それ以外でも準じて滞納処分をすれば、生活に著しく窮迫をするということで生活保護に落ちてしまうと、そういう人たちに対しても処分停止をしているわけです。換価の猶予もありますし、だから、そういうことをぜひ私は豊郷の担当

課でも、慎重に実態を調べていただきたいと思います。納付相談に来なかったら、全部悪質よと、そういう考え方は改めてほしいんです。そういう豊郷の生活実態がどういうものかという調査は当然するべきだと思うんですけども、この滞納処分の停止、また換価の猶予とかそういった事例は、これまで25年度、26年度ありましたか。25年度停止は8件ですけども、内容について、それはお聞きしたいです。

それから、保険税の問題なんですけど、これについてはなぜ今日、申し上げようと思ったのは、余りにも安倍政権が進める国保の広域化、都道府県広域化制度、その改定を新年度からそういった改定の素案をつくって進めていくという話なんですけれども、今度あのお金も1円から全部、交付金対象になりましたよね。2015年度から。ということは、だんだんと着々と広域化のための国の方針はそういうことをしているんですが、その中で豊郷が現在、一生懸命やっぱり国保の世帯の人についても安心して医療を受けていただいて、健康な暮らしをしていただくということで、国保の事業もしていただいていると私は思っているんですが、この中で、広域化という問題が非常に今の時点で大きな問題になってきているんですが。

佐々木議長 今村議員、間もなくです。

今村議員 幾ら町が財政をためていても、広域化になれば全部それはそれでプールされていくわけなんですけれども、考え方によればその基金を充当した部分での減免、引き下げというのは……。

佐々木議長 30分です。

今村議員 いろんな面でうちはできると思うんですが、その点については町長でも結構ですし、担当課長でも結構ですし、どういう見解を持っているのか最後に聞きたいと思います。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 10番、今村議員の再々質問にお答えいたします。

今村議員のおっしゃる中で、執行停止処分ということですけども、地方税法第15の7ですけども、1項の第2号に、「滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」ということで執行停止処分ができるということですけども、先ほどの8件のうちの4件がこの2号に当たるものでございます。

それから、生活を著しく窮迫させる差し押さえということなんですけども、当然、財産が見つかったら、それは生活が著しくなるのかどうかということで、

入金金額を確認した上で、なおかつご本人さんに財産が見つかりましたということで連絡した上で、来られないときには差し押さえさせていただいておりますし、今後は今村議員がおっしゃるとおりに、当然、皆さんのお話を聞きながら慎重に滞納処分をしてみたいと思います。

それから、換価の猶予については、うちはございません。

以上でございます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再々質問にお答えしたいと思います。

私の方からは、広域化に伴う基金の件でございます。広域化につきましては、現在いろいろと議論をされておるところでございます。私が聞き及んでおるところでは、基金が全部合わさって、そのまま吸収されるということは聞いておりませんし、そうなりますと、基金をいろいろと乱用と申しますか、そういうような形もあるので、基金については各市町の対応ということも議論の中では聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 鈴木勉市君の一般質問を許可いたします。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木勉市君。

鈴木議員 一般質問をいたします。まず最初に、役場庁舎改修案の提案とその進め方について質問いたします。

役場庁舎の増改築事業については、議会ごとに取り上げ議論をしてみましたが、日本共産党議員団は1月17日に庁舎見学会を実施し、これまでの議論や経過を踏まえ、次のように役場庁舎改修案を提案するとともに、進め方について町の見解を問います。

1、旧館の設計図を復元するとともに建物の現状や耐久期間などを総合的に判断できる基礎資料をつくること。

2、木造の部分は撤去し、2階建ての新庁舎を建設すること。

3、新設庁舎建設を先行して行い、耐震補強工事中は新設庁舎で旧館の執務を行うこと。

4、高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー化、福祉関係の相談スペースの設置など、関係者の意見を十分に踏まえた改修を行うこと。

5、町案の3階建て庁舎はいずれにしても不要であり、町民が参加できる検討会の設置が最良と考えるが、最低でも専門家を交えた検討会を設置し、その

検討会を公開で行い、検討結果を公表すること。

次に、医療・介護総合法による要支援向けサービスの自治体移行についての質問ですが、これは、議案として条例改正が提案をされて、29年度からということで提案されておりますので、再質問から質問をいたしたいと思います。

次に、日栄小学校の教室不足をどうするのかについて質問いたします。昨年の12月議会で、平成30年度から日栄小学校の教室が不足することが明らかになりましたが、そこで、次の点について質問をします。

1、10年間程度の児童、生徒の推移と具体的に教室が何年間どれだけ不足するのか明らかにしてください。資料の提出を求めます。

2、早急にその対策を具体化することが求められますが、計画を明らかにしていただきたい。

次に、学童保育の専用室の設置はどうなったのかについて質問をいたします。昨年の9月議会で豊郷町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例が制定をされましたが、条例に基づく学童保育専用室の設置はどうなったのか明らかにしていただきたいと思います。

次に、中学校給食費の徴収方法について質問をいたします。平成27年4月より中学校給食が始まりますが、まず、給食費は幾らか、その給食費の根拠が何か明らかにしていただきたいと思います。次に、給食費の徴収方法について明らかにしていただきたいと思います。

最後に、町内の完全失業率とその対策について質問をいたします。安定した生活を送る基本的な保障は、安定した雇用にあることは論を待ちません。そこで、町内の完全失業率、年代別、できれば5歳刻みで、男女別など直近の資料の提出と説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 4番、鈴木議員さんの役場庁舎改修案の提案と、その進め方をとのご質問にお答えいたします。

庁舎改修につきましては、平成24年3月議会におきます耐震診断結果の議会への報告から、これまでにA案からB案について議論をしてまいりました。また、昨年3月末にD案の実施設計を終えましたことから、各字行政懇談会にてD案の庁舎増改築事業の内容をご説明いたしました。説明後には、町民の皆様からさまざまなご意見をいただきました。行政としてこれからの庁舎のあり方と各関係機関関係者のご意見を伺い検討いたしまして、D案をまとめたものでございます。

ご質問の内容は、A案を指してのことと思いますが、1の質問につきましては、今後、旧館棟を残すのか、残さないのか、その方向性をただしていただくことで判断が異なるものと思っております。よって、2から5については、その協議が今後進むものと考えています。これまで行政として説明させていただきました経緯を踏まえまして、住民代表であります議員としての今後の庁舎のあり方と改修内容につきましてご検討いただきまして、総意をまとめていただいたものについて、今後は我々も対応してまいりたい、この思いでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

教育次長 鈴木勉市議員さんの10年間程度の児童、生徒の推移と具体的に教室がどれだけ不足するのか、資料の提出を求める、及び早急に対策を具体化することが求められるが計画を明らかにされたいのご質問にお答えします。

1つ目のご質問につきまして、先に議会事務局を通じまして、児童、生徒推計及び学級数推計を提出しました。平成32年度までのもので、平成25、26年度は実数でございます。この推計は、過去の児童数の入学までの変化を加味して計算するため、増加、減少することがあり、実際には増加することも考えておくことが必要と思っております。この推計で、小学校区外へ転出がない場合には、平成30年度に1クラス分の教室の増設が必要と考えられ、これについて特別教室の普通教室への転用も考え、これに伴う特別教室のやりくりや校舎の増改築など、適切に対応していきたいと思っております。

また、中学校給食費の徴収方法と給食費は幾らか、その根拠を明らかにされたい、及び給食費の徴収方法について明らかにされたいのご質問にお答えします。豊日中学校では、平成27年度から学校給食を開始します。これに係る給食費は月額4,300円、年額4万7,300円となります。この中学校給食事業は、彦根市との協定により実施するもので、彦根市学校給食センター運営委員会から中学校給食の給食費の答申を受け、当教育委員会で承認をし決定をいただいたものです。なお、給食費の徴収方法は口座振替でお願いをしています。

以上でございます。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは、鈴木議員の学童保育専用室の設置はどうなったのかのご質問にお答えさせていただきます。

昨年9月議会に提案させていただきました豊郷町放課後児童健全育成事業の

設備および運営に関する基準を定める条例における専用区画についてのご質問をいただいたものと思います。この基準を定めさせていただきましたが、今のところは放課後児童クラブを実施している現在の形で、引き続き実施をしていく予定をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

町内の完全失業率とその対策を問うということでございますが、町内の完全失業率等の数字についてですが、今お手元に配りましたデータが少し古い数字ではあります、平成22年度国勢調査が最新のデータとなりまして、その数字等は資料のとおりとなっております。

以上です。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

佐々木議長 再質問。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 最後の質問から順番にいきます。まず、完全失業率の問題ですが、資料をいただきましたが、資料が間違っています、合計が。すぐに訂正をしてください。計算したら間違っていますので、どこが間違っているか言いません。

なぜ、私がこの質問をしたかと言いますと、豊郷町は今日いただいた資料も2010年の国勢調査に基づく結果であります、それによりますと、豊郷町の完全失業率は9.152%で、滋賀県下の19市町の中で一番高くなっている。ちなみに、第2位が甲良町の8.265%、第3位が多賀町の7.503%、4位が近江八幡の6.7%ですから、この上位3町、犬上郡が完全失業率が滋賀県の19市町の中で最も高くなっているという実情があります。総計が間違っているんです、総数が325が352になっているんですが、今日いただいた資料を見ても、例えば、40歳から54歳までの方の平均完全失業率が10.5%、20歳から34歳の若年労働者のここの平均が13.2%、非常に高くなっているという現実があります。先ほども述べましたが、雇用の安定こそが安定した生活の基盤になることは論を待ちません。

そこで、質問です。これまで、完全失業者の問題をどうするのかというこの課題解決に向けた検討を庁内でされたことがあるのかどうか。私はこれからやるべきだと思ひています。確かに、町内に大きな雇用の場がなく、なかなか郡内では難しい問題だというのは、私もその前提として理解をしています。であ

るからこそ、例えば私は定住自立圏協定には反対なんです、こういう雇用の問題こそ、どう確保していくのかということで、本来は論議をしていくべきではないのかと思うんですが、そういうことを論議されたことがあるのかどうか回答を求めます。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

当町としましては、産業振興課が窓口となりまして、隣保館の方で就労相談等がございまして、そこで共同で就労問題につきまして協議をしておることはございます。また、今後とも続けて就労していただけますように、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

佐々木議長 再質問。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 まず、資料の訂正を認めるのかどうか。言いません言うたけども、僕、言うてしもうたけど、基本的なところが間違っている。まず、確認をします。それが、1つ。

2つ目は、確かに隣保館でやってはるんですが、私が申し上げたいのは、待っている雇用対策はだめだということです。国勢調査ですから、どなたが失業しているか把握できるわけです、それは。例えば、そことのつながりをどうしていくのか、もっと言えば、中心市の彦根市にはたくさん雇用の場があるわけですから、そういうこともこちらから提起できるわけでしょう。そういうことも含めて、今後、検討する必要があるんじゃないかと思っておりますが、回答を求めます。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えします。

先ほどの総数の間違い。済みません、間違えました。申しわけございませんでした。

それと、今もご質問にありましたように、今後、就職に関して各機関とタイアップして検討していきたいと思っております。

以上でございます。

佐々木議長 次の再質問。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 次、学童保育の問題で再質問をいたします。

昨年の9月議会における条例制定の際に、私が質疑の中で、「来年4月からの条例施行にあわせて学童保育専用スペースの整備が検討されなければ、条例が生きたものにならない。その整備計画をつくるべきだ」と。条例の第9条は、専用室を設けなければならないとなっているわけだから、この4月以降、それを実施しなければ、生きたものにならないのではないかという質疑をいたしました。それに対し、保健福祉課長の方からは、「私なりの理解をすれば、現在も専用かどうかというのは、学校の中にあるのだから、どんなものかな」という回答がありました。私なりの理解では、現状に疑問を投げかけているような答弁だと、これは私の勝手な解釈をしているんですが。最後に、子育て会議の答申を受けて考えるとの回答であったと思います。これは、議事録に載っています。

そこで、伺いいたします。子育て会議が今、何回開催をされているのか、子育て会議からの答申があったのか。あったのであれば、どのような答申なのか。また、まだ答申がないのであれば、いつごろになるのか明らかにしていただきたいと思います。

次に、日栄小学校における学童保育の問題では、以前の議会で質問をさせていただきました。特に、日栄小学校のランチルームの場合は、複合施設でありながら、施設長がいないということで、あるときは小学校側がランチルームを小Pの総会で使う、あるときは保育園がそこを使う。そのときに学童保育の子供たちが追い出されると、私の孫も追い出されていきました。だから、これは改善すべきではないかという質問をいたしました。一定、例えば子供たちがかばんを入れるかごが改善されたり、玄関口のマットが改善されたりいたしました。その後、学童保育の問題は今まで私は取り上げてきませんでしたが、その後、当時、私が提案をして、問題を投げかけた現状が今、改善されているのかどうか。今でもなおどのような状況にあるのか明らかにしていただきたいと思います。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

その前に、その条例の第9条のところでありました、先ほども私の方が専用区画のことについてですねと話をさせていただきましたけれども、この専用区画というところの解釈の部分が一部ちょっとこのところでお話しさせていた

だきたいと思います。私自身も今ほど鈴木議員がおっしゃったように、自分の思いもありますから、個人的な見解としてとっていただいたところがあるかと思いますが、鈴木議員が、そして先ほどの今村議員さんが放課後児童クラブの施設としてご質問いただいている内容というのは、おそらく単独の施設であるべきかなという思いでお尋ねいただいているんだと思います。私もそれを否定するものではありませんが、ただ現状としまして、子供の移動に伴う安全性とかいろんなことを含めると、今の学校内の施設がいいのかなというのが1つあるのと、それとあの条例の中での専用区画の解釈ですけれども、このところをちょっとお話させていただきたいと思います。専用区画の方向性として、確かに専用室、専用スペースを設けることとするという解釈にあるんですが、ちょっと長くなりますが、条例文を読ませていただきますと、放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下、この条において「専用区画」という）。単独の施設というよりは、こういう施設をそういう機能を備えた部分という意味合いなんです。ですから、この条例に出てきました捉え方、方向性として、専用室、専用スペースについては、生活の場としての機能が十分確保された場所であって、クラブの児童が授業の実施時間帯を通じて、専用で利用できる部屋またはスペースと捉えるというのが、この専用区画の解釈です。そして、この解釈の終わりの方には、「ただし、各クラブの実情に応じ、児童の健全な育成を図る上で、支障を及ぼさない場合には、専用でなくてもよいこととする」ということも書いてありますけれど、私はこの但し書きを使おうとは別に思っていないんですが、ただ、先の捉え方において、今の現状が即、条例に違反した内容であるということではないということをお話しさせていただきたいと思います。

それと、子ども・子育て会議が何回開かれてどうかということですが、先日、5回目の会議が終わりまして、今度、町長の方にその答申を出させていただくところですが、その中では、事業の提供に向けて体制を検討していくとか、あるいは希望者の受け入れについて体制構築を図りますというような文言は使わせていただきまして、今後5年間の推計にしたところによりますと、27年度が豊郷小学校が40人、低学年です。28年度が42人、29年度が46人、30年度が44人、31年度では41人というような形の提供量がこの子ども・子育て会議の方の試算、推計として出てきています。日栄小学校につきましては、27年度が33人、28年度が34人、29年度が38人、30年度が36人、31年度が34人というような形で、現在の状況で定員40という形で実施させていただく中ではクリアできる部分かなと。それと

設置基準が1人1.65平米ということですので、現在のランチルームにおきましてのそれは十分クリアしていることから、現状のところでの運営を、この場所がだめというなら別ですけれども、ここが使えるのであれば、現状クリアしているものと考えています。

それと、日栄小学校の学童さんが何かのときにその場を追い出されるという話を今言っていただきましたけれども、このことにつきましても、日栄小学校の学童はひまわりですけれど、こちらの方にそういう事例があるのかもちょっと確認もしておきました。年間、確かに何回かあると、学校行事において。入学、卒業、ほかには親子での食事会などで学校行事においては、その場が使えない場合があるけれども、しかしその場合には、学校の別の部屋で、鈴木議員の言い方をすると、追い出されたになりますけど、別の場所を提供して運営できているということから、おおむね解釈としては学童の運営として現状でいけるものと考えておりますので、先ほど申しましたように、現状のままで先ほど答えさせていただきました。

以上です。

佐々木議長 再々質問。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 学童が学校内で一番だというのは、それはそのとおりだと思います。それから、私は何も違反しているとは申し上げていませんので、私も課長がおっしゃったことを理解します。理解しているからこそ質問しているんです。どう理解しているか。課長がおっしゃったように、子供たちの生活機能が十分確保されていけばいいということなんです。しかし、年に数回でもひまわりの子供たちは、このランチルームから追い出されているんです。数回というのは、回数の問題ではない。安定して子供たちがそこで遊びや学習をできるということではありません。これは回数の問題ではありません。まさに、条例でいう、課長が説明された、子どもたちの生活機能がそこでは、私は十分確保されていないと。だからこそ、条例に基づいてどういう形になるかは別にして、専用スペース、専用区画の検討が必要ではないかと質問しているんですが、再度回答をお願いします。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 再々質問にお答えさせていただきます。

専用区画を含めての今後の運営ということを考えないという意味ではありま

せん。お尋ねいただきました条例のその部分がどうなっていたかということにつきましては、現状では引き続き使っていくということで考えていこうという思いをしております。

それと、両小学校ともランチルームを使っておりますので、今後の検討する運用の中では、面積が基準に照らせばかなり大きいものがありますので、そういうところの工夫も考えれば、今後、ランチルームが使えるなら、その余地は十分あるものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

佐々木議長 再質問。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 給食費の問題について質問いたします。先ほどの回答は、給食費の根拠というのは、給食センター運営委員会からの提案だというのはわかりました。徴収方法は口座振替だとおっしゃいました。本当にそうなんですね。質問いたします。

この文書は、教育長、中学校長の連名で、1月30日付現在の中学校1、2年生の保護者宛に配付された、給食費及び学年諸費の口座振替依頼書の提出についてという文書であります。そこでは、給食費並びに学年諸費について、平成27年度より口座振替にて徴収させていただくことになりました。2月13日までに提出をとされています。ここまでは、このとおりです。孫がこれを持って帰ってきましたので、私はこれは明らかに給食費の徴収は口座振替にするという強制の文書ではないかと、教育委員会に参りました。そういたしますと、名前は言いませんが、ここに担当者の名前が書かれていますが、その担当者が私に言ったのは、基本は口座振替ということで、基本ですよ。強制ではありませんと。この文書は中学校がつくったもので、私はこのまま上に上げて出ただけだということでした。そこで、私は中学校に参って、校長先生に確認をしてまいりました。中学校側は、それは給食費の徴収は教育委員会の仕事ですから、教育委員会がつくったものですとの答えでありました。

もう1つ、これは2月12日に行われた、中学校説明会で配付された平成27年4月開始の中学校給食にという文書です。これは、教育長と中学校長の連名ではなく、教育長でもありません、教育委員会だけになっているんですが、そこでは、お支払い方法は口座振替を基本としますと。1月30日の文書とは違った表現になっているんです。2月13日が口座振替で、いろんな諸費を含めて13日までにいせとっておきながら、2月12日、締め切りの前日では、

今の小学校6年生と中学校1、2年生の保護者には、あくまでも口座振替が基本だということで文書が変わっているんです。大きく変わるんです。

そこで、給食費の徴収についてごろごろ変遷が変わったことについての経過の説明を求めます。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

教育次長 鈴木勉市議員の再質問にお答えします。

今、お手元にお持ちの1枚物の通知、それから、もう1つ、2月12日付の教育委員会名で発しております、4月開始の中学校給食についてでございます。実は、2月12日のこちらの方が内部での決裁が先にまずとられておりまして、入学説明会、2月12日に出すのに、これは実は用意しておりました。先に通知文でお知らせするとき、1枚もので書くときに、基本という言葉は確かに抜けているんですけども、振り替えでお願いしますと言い切った文面になっております。誤解を与えた可能性は否定できないので、申しわけないなと思っておりますけども、鈴木議員がお話ししてもらっている中、ほかの方でも実際には学校で、これですという場合でも、その児童、生徒のお家の状況によっては、学校の先生方と相談することはよくありまして、そこにつきましては、振り替えでお願いしますと言い切っておりますが、お家の事情等で保護者の方がご相談に来られる場合には対応する場合がありますので、誤解があるような表現になっておりまして、それについてはまことに申しわけないんですけども、対応としてはそのような形の時間の流れでございます。

佐々木議長 再々質問。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 いや、そんな質問をしようと思っていなかったんですが、この2月12日付の文書が先に決裁を通過していたと、こちらは教育委員会名ですわ、こちらは教育長の名前が入っている、この決裁はどうなった。これは、後で説明してください。この文書と違うんやわ。口座振替と言いながら、課長も学校で子供の状況によってはこういうようなことも結構ですと言いながら、この1月30日は口座振替の強制やわ、どない見ても。「口座振替とさせていただきます」なんだから。誰が読んでも強制じゃないですか。あなたと担当者が言っていたことは違うとか言わへんで、名前書いてあるから。私が抗議に行ったから、この文書ができたのかと思えば、まだそれやったらまだしも許せるんですが、こちらが先に決裁がされていて、その後からこちらが行ったというのは、これはち

よっと委員会の中の決裁状況からもうちょっときちっと詳しく説明してください。納得できませんわ、何でそんなことが起こるのか。これが1つ。

今、私がこの問題を取り上げたのは、次長もおっしゃられたけど、保護者の中にはさまざまな理由で口座を持っていない方もおられるかもしれないんですよ。現実におられる。生活実態でね。私も知っていますよ。今回の対応は、そういう意味で、何よりも教育的な配慮を欠いたものではないかと。特に、教育の場における対応は、保護者や児童、生徒、学校、地域などさまざまな点で十分に配慮をしたものでなければならぬと私は思うんですよ。その点で、今回の対応というのは、保護者や学校、生徒に迷惑をかけていると、強制をしたという点で、これはきちっとした反省をしていただかなければならないと思います。事務的には次長から、教育全体としては、教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

教育長 議長。

佐々木議長 横井教育長。

教育長 ご指摘のとおり、本当に申しわけないことをやったなと思っております。といいますのも、教育委員会の中で話をしていたのは、口座振替にしますというように書いていても、それぞれの家庭の事情があるということは、委員会の中では十分わかっていましたので、そう出して、それぞれ対応していこうというような腹はずっとしていたというようなことはご理解いただきたいなと思います。ましてや、それは小学校とも同じような形で対応させていただいています。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

教育次長 鈴木議員の再々質問にお答えします。

文面的な表現、それから、内部決裁での順序につきまして、私どもとしては事務的に進めたというものの、結果的に発出し、児童、生徒、それを通じた保護者の方に誤解あるいは、振込しかいかんのかというような心理的なストレスを与えたということにつきましては、今後、適切な表現に努めたいと、このように思います。

以上でございます。

佐々木議長 次の再質問。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 日栄小の校舎問題ですが、もう一度確認ですが、平成30年度に1クラス足りなくなるということは、平成30年度から6年間、1教室増やさなければな

らないということになるのかどうか、ちょっとその点だけ、まず数字の面だけ。

実は、この教室不足の問題ですが、現在の日栄小が建築されるときに、行政懇談会で児童、生徒の推移についての説明がありました。そのとき、私はよく覚えています、日栄学区ではもうこれ以上、子供は増えないのかと聞いたら、増えませんが当時の担当者が胸を張って言われました。そのときにも、こういう今日いただいた学級数の推移というような資料が提出されました。本当に増えないのかと聞いたら、増えないと言いました。その当時、提案された児童、生徒の推移と、今回と大きく違っているのですが、どこで違ったのか明らかにしてください。私が覚えているだけでなしに、日栄小ができるときにこういう回答があったことを記憶されている方が何人もおられましたので、こんなに大きく違うのかと。どこで何が違ったのか、まず明らかにしていただきたいと思えます。

次に、教室が不足するわけですから、先に計画を立てる必要があることには意見の相違はないと思えます。ただ、12月議会では増築かプレハブという声もありましたが、これは私は論外だと思っています。これはもう言うまでもありませんが、教育行政の目的は教育条件の整備でありますから、プレハブで豊郷の子供たちを学ばせるというわけには私はいかないと思えます。

そこで、提案です。日栄小は現在、12月議会で提案されましたが、要支援の子供たちがいて、間仕切りをして使っていくというような、確か補正の提案もあったような気がいたしますが、先ほど、学童保育の専用スペースの点も質問いたしました。現在もランチルームが兼用になっています。学童保育も子供が増えると入所する子供も増加するのではないかと考えていたのですが、先ほど保健福祉課長の答弁で、平成30年度が一番、日栄のランチルームでも豊郷でも多くなるというような回答がありました。私は、この日栄小学校の教室解消の方法を検討する際に、単に教室が不足するので充足するといったそんな考えではなしに、1つは要支援の子供たち、今、非常に多いです。各学年に2人か3人はいます、今の現状として。これは、これからも増える可能性が考えられます。学童保育の専用スペースの設置も考えなければなりません。教室の確保ということで、これらを総合的に勘案をして、教室不足の解消を考えていただきたいと思えますが、回答を求めます。

教育次長 議長。

佐々木議長 角田教育次長。

教育次長 鈴木議員の再質問にお答えします。

今後は子供は増えないというようなお話が、今の日栄小学校の建築前の当時

に発言があったということについてお答えします。当時のことは、私もいないわけですが、実際には当時の状況から、皆さんのお手元にはお配りしてありますけれども、推計という形で計算したところ、増えないといったことがあったのかなと思います。実際には、豊郷町は最近、開発も含めまして人口が増えて、子供の数もそれに付随して増えている分がございます。

それから、プレハブの関係はだめだというお話がございました。特別支援、要支援の子供が今後増えるのではないかという部分につきましては、なるほどそのような形で要支援の子供を特別支援の教室という形で教育する部分も必要かと思いますが、近年、通常学級の中で障害を持つ子を含めまして教育を受けると、希望すれば教育が受けられるというインクルーシブの考え方も出ております。それにつきましても、子供たちがともどもに学ぶというような配慮との兼ね合いで今後考えていきたいなどは考えております。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問。

鈴木議員 次にいきます。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 介護の問題ですが、条例の変更で、要支援1、2のサービスが平成29年度からの実施だというのはよくわかりました。厚生労働省の調べでは、初年度の2015年度中に移行するのはわずか114自治体で、率にして7.2%にとどまっているということが、厚労省の調べではっきりしています。さらに、2016年度でも27自治体、17年が最多の1,068で、時期が未定だというのも119自治体あります。これは、第14条の附則の3、4、5と私は書かせていただきました。例えば、3項では、移行するためには医療に関する専門的知識を有するものの確保が困難である場合は、2年間遅らせることができる。それから、事業を実施するものの確保が困難である場合もできる。5項が、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有するものの確保が困難な場合。逆に言えば、この2年の間にこれらの人やボランティアも含めて行政は確保しなければ、29年度から移行することができないのですが、これはもう必然的になっているんですが、この確保についてどのような方法で確保していく方針なのか明らかにしていただきたいと思います。

さらに、29年度から移行いたしましても、自治体の事業予算には今の国の制度では上限がつけられて、最終年度に移行いたしますと、前年度の実績プラス10%がその町の事業費であって、その事業費が上限を超えた場合、その超過分は厚労省は拠出ししないと明言をした。そうなれば、市町村は一般財源から

持ち出しをしなければならなくなって、これまで以上に引き続きサービスを受けられなくなる。その意味では、国の責任で安心できる介護保険制度に基本的にはすべきだというふうに私は思います。

そこで、その声を自治体からも国に上げるべきだと思いますが、町長は幸いにも県の町村会長もされておられますので、ぜひ国にその声を上げていただきたいと思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 4番、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

幸いにして、4月の途中までですけど、要職におりますので、そのまま継続してやらせていただけるなら、しっかりと国に対しての意見は具申させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

今ほどご指摘いただきました法附則第14条の経過措置の第2項、3項、4項、5項の内容でございます。特におっしゃっていただきました3項の在宅医療の医療連携の部分につきましては、現在、多職種会議の中でいろいろな事業所等の委員やまた病院の方々との協議の中で、医療関係者の方にどういうふうに入っていただくかということは今、協議中ではございまして、第4項の中では述べられておりますのは、生活支援コーディネーター、まさにこの人員については確保しなければならないということになっておりますけれども、何分小さい町でございまして、近隣も小さい町が集まっておりますので、圏域での取り組みも視野に入れての協議が必要であるという思いでおりますので、この2年間の経過措置の中で何とか議論を詰めていきたいと考えております。

また、5項の中では、特に認知症に対する考え方があるのかなと理解をしております、これにつきましても、先ほども申し上げました多職種会議の中で認知症の初期集中支援チームの充実に向けてもう少し検討していかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問。

鈴木議員 次に行きます。

佐々木議長 再質問ですね。

鈴木議員 次に、庁舎問題について再質問いたします。

先ほど町長から回答がありました、旧館を残すか、残さないか、そのところ討論だとおっしゃいました。私もそう思います。そこで、議論もかみ合ったと思いますので、質問をさせていただきます。

今まで、庁舎の増改築、私は先に建設ありきではないかと批判をしてまいりました。それは、なぜかと言いますと、先ほど町長がおっしゃった、本当に旧館は解体しなければならないのか、このことについて町民が納得できる、町民に資料が提供されていないことにあるのではないかとということです。町はこれまで設計図がないと繰り返して答弁をされてきましたが、もうこれは町もご承知のことだと思うんですが、先人の館が町にあります。先人の館の資料によれば、設計者は工学士弓削要氏、請負者は静岡県日出町の勝呂組、工費が5万5,000円となっていて、旧館の写真も公開をされています。また、旧豊郷村史は公費5万円となっていて、若干数字が違うんですが、私が驚きましたのは、工事費5万円のうち3万6,300円が個人の寄付になっています。その個人のお名前も旧豊郷村史には刻まれています。中には、1万円、1万1,000円の寄付をされた方がお二人ほどおられたんです。工事費の72%が個人の寄付でできたのが、現在の旧館であります。

そうなりますと、私はこの寄付をされた方々のご意思を思うときに、そんな簡単に解体はできないのではないかと思います。町は、設計者や請負業者が誰かということは、もうこれまでもご承知のことだったと思いますので、そこでお伺いいたします。

1つには、72%工事費を寄付された十数名の方、旧豊郷村史に載っていますが、解体をするかしないかについて、この方たちにご連絡をとり意向をお伺いしたことがあるのかどうか。私は必要だと思っているんですが、まずお答えください。

2つ目は、今、申し上げました業者や設計者に連絡をとられたことがあるのかどうかをお答えを願いたいと思います。

3つ目は、町から示されたA案ですが、A案では仮設庁舎が必要なのでなかなかだというのが、ずっと町の説明でありました。先ほど私が提案をいたしました。木造の部分を撤去して、そこに新設庁舎を先に建てれば、例えば旧館の耐震工事の事業中でも、そこで執務をすることが可能ではないかと、素人考えだと思うんですが、そういう案は検討されたことがあるのかどうか答弁を求めます。

最後に、いずれにしても町の3階建ての部分は必要ないと私が申し上げましたのは、町案の3階は議場になっているからであります。議場はこのままで私

は十分だと考えているんです。そこで、2階建てで十分じゃないかと思うんですが、そこにかかわって3階建てが2階建てに変更になりますので、3点、事務的に伺いたします。もう一度、確認の意味です。

町が示した最終案は、基本設計だったのか、実施設計だったのか、きちっと確認をしたいので、この点だけ。

2つ目は、行政懇談会の意向も含めて、設計を変更されるのかどうか。この点について伺いをいたします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 4番、鈴木議員さんの再質問にお答えします。

建設ありきということで批判を受けたと、最初から建設ありきでないことは議員もご承知のとおりかと思うんですけど、こういうふうに対面になるとそういうような表現をされるんだと思っております。寄付者も知っております。しかし、これは予算計上されたものであります。

それと、最初からこれを潰すと言ったことは一切ございません。A案・B案の中で皆さん方に議論をしていただいた、そしたら、昭和5年の建物ですからということになったのであります。先ほどからお答えしましたように、議員の皆さん方がこれを残すんやと、それをきちっと決議をされたら、これはそのもとに設計図も復元して費用も計上できると思いますが、一部の方だけでこれを設計をもう一遍起こせということだと、それはまた壊すとなると費用の無駄遣いにもなります。

そういったことで、もうここまで来れば、議員の皆さん方が方向性をしっかり示してもらわなければ、私らの説明もですけど、皆さん方も説明責任がつかないのではないかと、そういう思いでございます。

それと、実施設計であります。あと、足らない部分は課長の方から答えさせます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員のご質問の設計につきましては、今、町長が申しあげましたように、実施設計でございます。

それと、今後の実施設計についての変更でございますが、それにつきましては、今後、現在の実施設計をするのか、しないのかによって変わってくると思いますので、内容が変われば、当然、設計のし直しということになるかと思っております。

それと、先ほど建設当時の村史のお話が出たと思いますが、村史を私も読ませていただきましたが、その当時、5万何ぼと書いてありました。ただ、あの文書を読んでいますと、先にその当時の豊郷村がこの庁舎を建てるという議決がされてから寄付と、村史にはそういう書き方がされていたと思いますので、その当時、この庁舎あての寄付かどうかというのはちょっと私の方ではわからないと思っております。

佐々木議長 再々質問。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木議員。

鈴木議員 予算計上されたものであれ、議決されたものであれ、いずれにしても72%が寄付であったというのは間違いのないわけですから、ここのご意思は十分尊重すべきじゃないのかということだけを申し上げておきたいと思えます。

町長の方から、議会で旧館を残すのか、残さないのか決めよということで、ちょっと言い方は乱暴ですが、議会の方に、この建設が、この庁舎改修が振られたような感じですが、これは私は論理が反対ではないかと思えます。だからこそ、私は検討会をつくって、設置をして、この旧館も含めて残すのか、残さないのか、これを議論すべきではないかと。そういう検討委員会をつくって、町民の誰もが納得するような改修を進めるべきではないかということをお願いしてきました。今回も、そういう検討委員会をつくるのが最良だと思うんですが、今回は最低でも専門家を交えた検討会をつくって、例えば旧館がもつのかもたないのか、町民の誰もが納得できる討論を行って、その討論を公開して、その結果を町民に公開をして進めるべきじゃないかということをお願いしたいんですが、町長の見解をお伺いします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 4番、鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

今日まで、全協のたびに説明をさせていただきました。その結論の中で、町は最終的にはどう考えているんや、ではD案でいきますと。それで、実施設計に入りました。その後がちょっといろいろな議会軽視とかいろいろな言葉が出てきました。しかしながら、議会にかけてここまで来たのを、再度、もう一遍、原点に戻して旧館を使うとなれば、皆さん方がそれを使うという意志決定を出していただいて、そして、それがもつのかもたんのか、しっかりやっていかなければならない。私は、そう思います。それが、議会の責務じゃないですか。我々が最初から提案もしなくて、そして、やって議会が決めなさいじゃなくし

て、私たちは議会に今日までかけてきて、そして進んできたのを、最終的に皆さん方がはっきりD案でいくんやったらいく、D案じゃなしに、残していくんやったらいく、私は結論を出すべきだと。それが、私は議会改革で、議会の活性化だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様にお手元に配付の日程表により審議されるよう、よろしく願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後3時28分 散会)